

第2次鴨川市環境基本計画



平成29年3月
鴨川市

はじめに



本市は、黒潮がもたらす温暖な気候、房総丘陵の土と水、緑と海岸が織りなす多彩な景観など、自然の恵みが豊かなところ
です。先人達は、その自然を最大限に活かしながら、古代から
現在に至るまでの長い歴史を紡いできました。今、私たちが目
にしている美しい自然の風景は、全てが歴史の中で人と自然と
の共生によって形成されてきたたものです。

現在でも、本市の主要な産業は、自然との関わりが深い農漁
業と観光業ですが、本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢
化が加速度的に進展する状況において、かつてのように農地や
森林を手入れしていくことが難しくなっており、野生動物が里に進出してくるなど、人と
自然との関係が大きく変化してきています。農林水産物や観光に求められるものも時代と
ともに変わっており、自然環境や歴史文化を将来に継承しつつ、変化に対応して人々の生
活やまちづくりに活かしていかなくはいけません。そのためには、まずは、市民が愛し、
誇りに思える地域環境をつくっていくことが重要です。

また、生活環境の保全という面でも、ごみの減量化と資源化、安定したごみ処理システ
ムの構築、生活排水処理の普及など、取り組むべき課題が続いています。

さらに、市域を取り巻く大きな情勢に目を向けてみれば、地球温暖化対策が世界の政治
や経済のレベルで極めて重要な課題となっているほか、生態系や生物多様性に関しても広
域や地球規模の視点からの取組が求められています。そして、地球温暖化や生物多様性の
損失といった世界が直面する地球環境問題の背景には、資源の大量消費・大量廃棄とそれ
らもたらす環境への多大な負荷があることから、問題解決に向け、経済や生活の在り方
そのものを転換していくことが求められています。

こうした背景のもと、変化する社会情勢や近年の市域の課題に対応していくため、平成
19年度から推進してきた鴨川市環境基本計画を改定し、第2次鴨川市環境基本計画を策
定いたしました。

地球温暖化への取組も、地域の環境づくりも、どちらも行政の範囲に収まるものではな
く、市民・事業者の皆様との協力が不可欠であるものと存じておりますので、皆様の
特段のご理解と一層のお力添えを賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたってご審議を頂きました鴨川市環境審議会委員の皆様
に、御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

鴨川市長 亀田 郁夫

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1.	計画の背景と趣旨	1
2.	計画の基本的事項	4
3.	鴨川市の概要	6
4.	環境課題の概要	11
第2章	計画の目指すところ	
1.	望ましい環境像	14
2.	基本目標	16
3.	施策体系	17
第3章	施策の方針と基本施策	
基本目標1	人と自然が共生し、多彩な自然の恵みを将来に受け継ぐまち	18
基本目標2	様々な地域資源を保全・活用し、人々が地域の魅力を実感できるまち	20
基本目標3	無駄にしない、資源循環型のまち	22
基本目標4	健康で安心、気持ちよく暮らせるまち	23
基本目標5	地球を大切にするまち	25
基本目標6	一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち	27
第4章	エコライフの行動指針	
1.	地球温暖化対策を進めるために	28
2.	3Rを進めるために	30
3.	身近な環境をきれいに保つために	31
4.	自然を大切にするために	33
5.	協力・連携して環境に取り組むために	35
参考資料		
1.	策定経過	37
2.	鴨川市環境審議会	37
3.	鴨川市環境条例	39
4.	統計	45
5.	地球温暖化	50
6.	用語解説	54

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の背景と趣旨

(1) 国内外の環境対策の動向

20 世紀終盤、地球規模の環境問題が広く知られるようになり、平成 4（1992）年の国連環境開発会議（地球サミット）は環境問題への関心と取組を高めるきっかけとなりました。

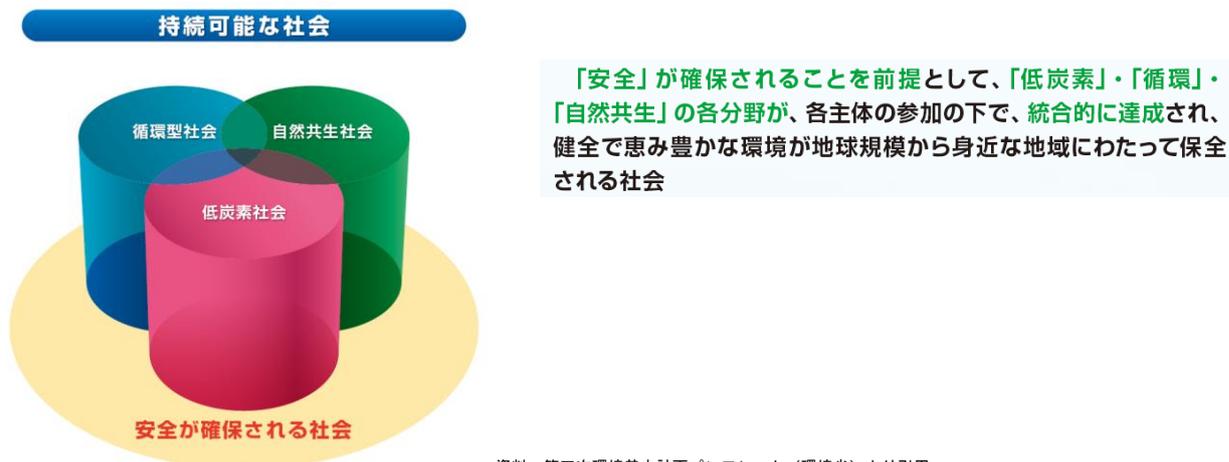
地球環境の問題は大気、海洋、生態系等多岐に渡りますが、近年最も危惧されてきたものが地球温暖化による気候変動です。地球温暖化・気候変動の防止には全世界が取り組む必要があることから、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による研究・評価、国連気候変動枠組条約や京都議定書といった国際的な枠組みが推進されてきました。平成 28（2016）年 11 月 4 日には、平成 32（2020）年以降の気候変動対策を方向づけるパリ協定が発効し、新たな展開に向かっていきます。

国内では、かつての産業公害対策と自然保護にとどまらず、より広い視野に立った環境行政の必要性が高まりました。そこで国は、環境政策の基本理念と基本的な施策の方向を示す環境基本法を平成 5 年 1 月に制定し、平成 6 年 12 月に「環境基本計画」（⇒環境基本法第 15 条に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画）を策定、平成 13 年には環境省を設置しました。以降、「持続可能な社会」を実現する「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を目指す社会像として、幅広い環境の課題に取り組んできました。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は環境行政にも多大な影響をもたらし、翌平成 24 年に策定した第四次環境基本計画は、「安全が確保される社会」を社会像に加えて、震災を反映した内容となっています。

気候変動対策のパリ協定に際しては、日本の新たな目標を定め、平成 28 年に地球温暖化対策計画を策定しました。

◆第四次環境基本計画「目指すべき持続可能な社会の姿」◆



資料：第四次環境基本計画パンフレット（環境省）より引用

(2) 千葉県環境基本計画

千葉県は平成 19 年度に「千葉県環境基本計画」（平成 20～30 年度）を策定し、平成 26 年度には、震災以降の新たな課題に対応すべく一部改訂を行いました。この計画は、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を基本目標に掲げ、以下の視点をもって環境政策の推進を図るものです。

◆千葉県の環境政策の視点 ～横断的な視点～◆

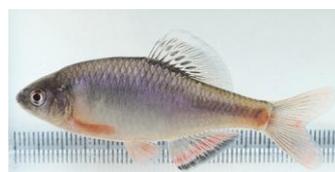
1. 環境に関する感受性を育み、自主的な取組を促進する
2. 環境への配慮を組み込んだ経済システムを築く
3. 環境の保全を地域づくりにつなげる
4. 環境への影響を予防する取組を進める
5. 千葉県の自然、産業、歴史などの特性を活かす
6. 協働を進めるための仕組みをつくる
7. 県域を越えた連携を図る

また、千葉県環境白書において、この計画に掲げた施策の実施状況や県の環境の現状に加え、最近の取組を特集しています。

◆千葉県環境白書の特集（トピックス）のテーマ◆

- 平成 26 年版 再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に係る取組
東日本大震災を契機とした環境分野での取組
特定外来生物対策及び生物多様性の保全に向けた取組
- 平成 27 年版 ミヤコタナゴの保護増殖に係る取組
有害鳥獣被害対策の取組
ヤードの適正化に向けた取組

■ミヤコタナゴの展示（鴨川シーワールド）



資料：平成 27 年版千葉県環境白書より引用

(3) 計画の趣旨

本市は、平成 17 年 2 月 11 日に旧鴨川市と旧天津小湊町が合併して誕生しました。その合併時に鴨川市環境条例を制定し、本市の環境保全についての基本理念等を定めました。

◆鴨川市の基本理念（鴨川市環境条例第 3 条より）◆

- 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる豊かで快適な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、市民、事業者および滞在者等が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、人と自然とが共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全され、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた潤いと安らぎのある快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進するようにしなければならない。

そして、同条例第 8 条の規定により、平成 19 年 3 月に、平成 28 年度までを計画期間とする鴨川市環境基本計画を策定し、計画の推進を図ってきました。

鴨川市環境基本計画は、同条例第 3 条に定める基本理念を踏まえ、市域の環境課題や地球環境の課題に対処するとともに、地域環境の保全と活用を通じてまちづくりに寄与し、良好な環境を将来世代に引き継いでいくことを目的として、様々な取組の方向性を総合的にまとめた基本的な計画です。

本計画は、鴨川市環境基本計画（平成 19～28 年度）の計画期間終了をもって、計画の改定を行ったもので、以下の視点を基本としています。

- ① 鴨川市の環境課題および地球環境問題に対する基本的な方向性を明らかにします。
- ② 鴨川市の地域環境の保全と活用について、基本的な方向性を明らかにします。
- ③ 推進主体となる市民・事業者・滞在者・市の取組を明らかにします。
- ④ 分野共通の取組となる、環境学習、情報の共有、市民参加・協働の方向性を明らかにします。

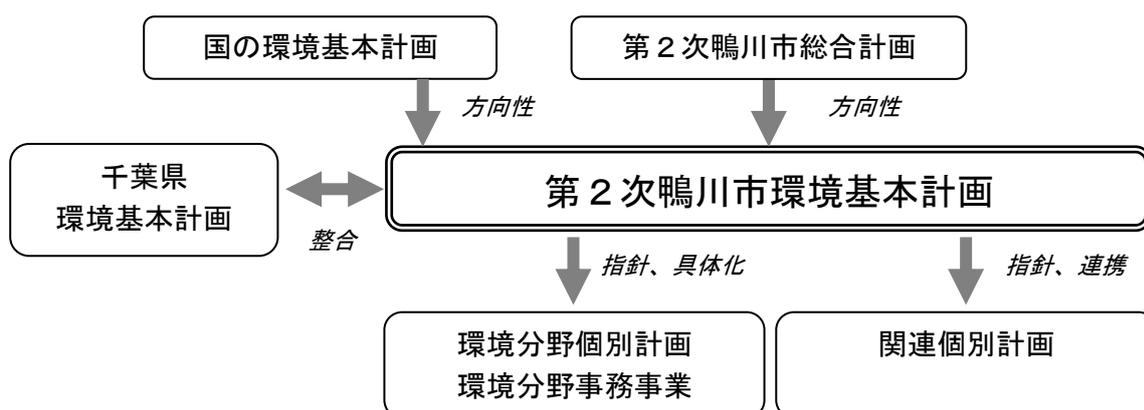
改定にあたっては、現在の環境政策の現状把握を行なうとともに、新たな課題への対応及び環境問題に係わる国内外の動向等の反映を図っています。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となるものです。国の環境基本計画の枠組みや方向性、県の環境施策との整合を図るとともに、上位計画である第2次鴨川市総合計画を踏まえて策定しました。

また、環境分野の個別計画や事務事業に方向性を示して具体化を進めるとともに、各分野で関連する個別計画に指針を示して連携を図ります。



(2) 計画の期間

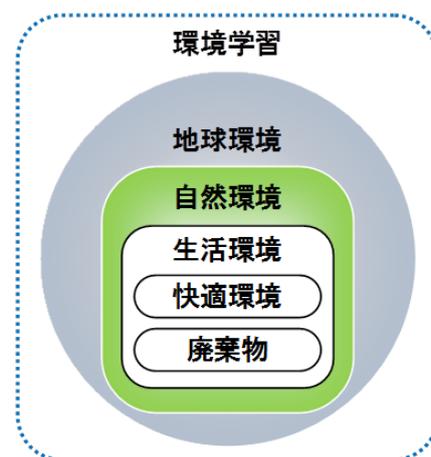
本計画の期間は、平成29年度から平成38年度の10年間とし、社会情勢や市政の状況に対応するための中間見直しを予定します。



(3) 計画の対象とする環境の範囲

本計画が対象とする地域は鴨川市域全体とし、環境の範囲は以下の通りとします。

自然環境	自然生態系、重要な野生動植物種、有害生物種
快適環境	歴史的環境、緑と水に親しむ環境、身近な景観
廃棄物	廃棄物、廃棄物処理システム
生活環境	大気質、水質、近隣環境（騒音、美観、不法投棄等）、地盤環境
地球環境	エネルギー（温室効果ガス排出要因として）、気候変動
環境学習	環境に関する情報・啓発、学習、市民参加・協働



(4) 計画の推進主体

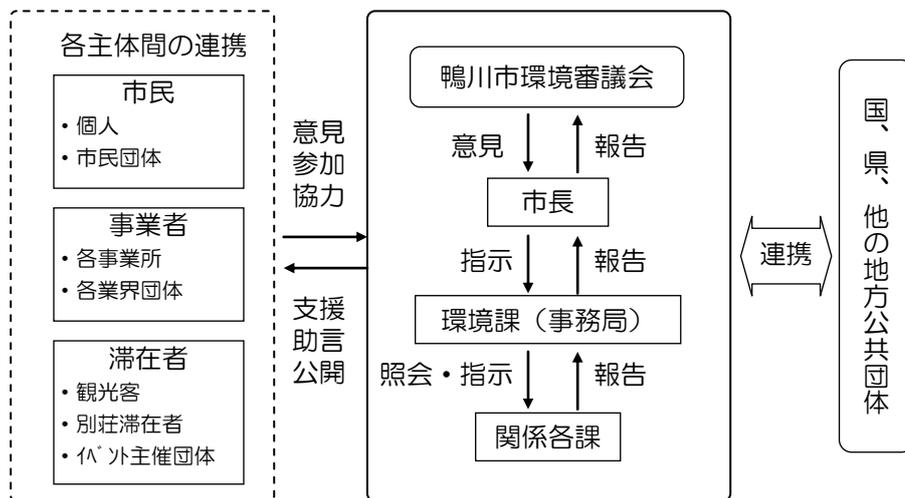
本計画の推進主体は、市民・事業者・滞在者・市です。それぞれの主体の役割は、鴨川市環境条例第4条から第7条までに規定されています。

主体	役割
市民	日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止および自然環境の適正な保全に努める。また、市が実施する環境の保全などに関する施策に協力し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努める。
事業者	事業活動にともなう環境への負荷の低減など、環境の保全などに自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全などに関する施策に協力する。
滞在者	旅行および滞在にともなう環境への負荷の低減、環境の保全などに努めるとともに、市が実施する環境の保全などに関する施策に協力する。
市	環境の保全などの推進を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

(5) 計画の推進と進行管理

本計画を総合的に推進していくためには、市民・事業者・滞在者・市の各主体が役割を果たすとともに、市民・事業者・滞在者が参加し、市と情報や意見を交換して、様々な意見を施策の実施に活かすことが重要です。そのため、以下の体制をもって、市民・事業者・滞在者・市の互いの協力・連携を進めていきます。

また、広域的な取り組みを必要とする施策の実施に当たっては、国、県や他の地方公共団体、市民団体などと協力してその推進に努めます。



本計画の進行に当たっては、各施策の担当課から施策の実施状況等を把握し、とりまとめて公表するとともに、鴨川市環境審議会に報告し、計画の推進に関する意見を求めます。

3. 鴨川市の概要

(1) 市の特性

本市は千葉県房総半島南東部に位置し、太平洋に面しています。房総丘陵の山がちな地形で、標高は愛宕山の408.1mが最高です。平成17年2月、旧鴨川市と旧天津小湊町の合併により現在の市域となりました。面積は191.14km²で、東京から約70km圏、千葉市から約55km圏にあり、東に勝浦市、南西に南房総市、西に鋸南町、北西に富津市、北に君津市、大多喜町が接します。

北部から東部に連なる清澄山系と、市の中央部を横断する嶺岡山系から水を集めて、加茂川が流れています。加茂川両岸に長狭平野が広がり、河口には砂浜が長く伸びています。嶺岡山系は浅層水が多く、軟弱な地質であるため、地すべり地帯も見られます。長狭平野の南と北では海岸近くまで山がせまっており、海に面して小規模な谷と平地が分布しています。また、千葉県の名勝に指定されている仁右衛門島や鴨川松島など、島々も点在しています。

■鴨川市の地形



この一帯は房総半島南部を東西に横切る鴨川地溝帯にあたり、近年の調査では地震を起こす活断層である可能性については低いとされたものの、数多くの断層が複雑に分布し、太平洋沖合には深い海底谷も伸びています。

このような変化に富んだ地形により、各地に魅力的な自然景観が分布しています。沿岸部が自然公園法により南房総国立公園に指定されているほか、内陸部の清澄山周辺が県立養老渓谷奥清澄自然公園に、嶺岡山系が県立嶺岡山系自然公園が指定されています。また、関東地方一都六県を巡る首都圏自然歩道「関東ふれあいの道」が清澄山系の中を通過しています。

■鴨川地溝帯の位置



資料：活断層調査・地下構造調査結果と地震防災（千葉県）より引用

■自然公園



県立嶺岡山系自然公園

保田と鴨川を結ぶ鴨川地溝帯を曾呂川に挟まれた、東西になだらかに走る丘陵地帯で、県下最高峰の愛宕山(408.2m)と嶺岡浅間(335.6 m)を中心とした地域です。遠く鹿野山まで、房総の山並みを眺めることができます。

【関係市町村】鴨川市・南房総市

南房総国立公園

房総半島の南部に位置し、その区域は、東京湾内に突き出る富津岬より、南端の野島崎を経て太東崎に至る約190kmの海岸部を主体とし、これに内陸部の鹿野山、清澄山の地域を併せたものです。その景観は東京湾岸の穏和で繊細な内湾風景、太平洋岸の豪快で荒削りな外洋風景からなる海岸風景と鹿野山、清澄山の丘陵性山地景観からなっています。

【関係市町村】館山市・勝浦市・富津市・君津市・鋸南町・南房総市・鴨川市・大多喜町・御宿町・いすみ市

国立養老渓谷奥清澄自然公園

養老川の上流地域と南房総国立公園の清澄山に接する清澄山地と飛び地の大福山からなる地域です。養老川は、美しい渓谷が見られ、養老渓谷から清澄山地にかけては、国有林と東京大学演習林が大部分を占め、原始的な自然が残されています。

【関係市町村】鴨川市・君津市・大多喜町・市原市

資料：ちば自然公園 MAP（千葉県）（図は一部修正）

太平洋沖合には暖流の黒潮が流れており、その影響で冬の気候は温暖です。そのため、多様な植生が育まれてきたほか、海の地形が変化に富んでいることもあって、多様な海洋生物が棲む地域となっています。

このような自然条件は、住みやすさとともに、農作物の生産性や品質の高さと多様性、良好な漁場と多彩な海産物、自然景観や産物を活かした観光地としての魅力といった地場産業の発展をもたらしました。天水で耕作され大山千枚田で知られる棚田も、嶺岡山系の傾斜と保水力の高い土壌を活かしたものです。加えて、古くからの歴史を持つ社寺等の文化的な名所も、重要な観光資源となってきました。

一方で、自然災害についても、地震、津波、河川氾濫、山崩れと様々なものがあり、その痕跡や記録が残っています。そのため、安全・安心な生活環境の形成が求められています。

人口は、平成27年国勢調査で、33,932人、14,453世帯、2.3人/世帯となっています。昭和25年をピークとして減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。少子高齢化は全国や県の平均よりも進展しており、行政運営や都市計画において大きな課題となっています。

■人口及び世帯数の推移

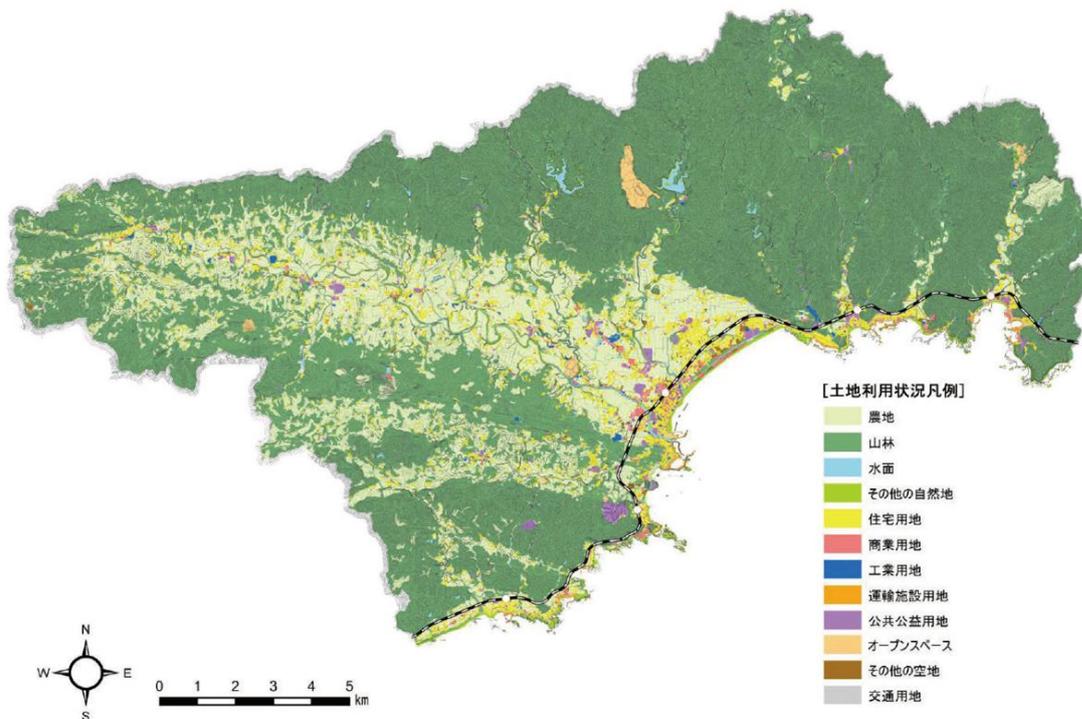


資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

就業人口では、農業や漁業など第 1 次産業と、宿泊・飲食サービス業や医療・福祉の割合が、全国平均よりも高いことが特徴的です。生産年齢人口を保つため、移住者の流入促進が求められています。また、行政運営の面で、都市経営コスト、合併以前からの都市計画区域、土地利用誘導施策が課題となっています。

土地利用は、農地や山林などの自然的土地利用が大半を占め、住宅や商業用地、交通などの都市的土地利用は市域の 1 割弱となっています。生活拠点となる市街地は、鴨川地区を最大として、江見、長狭、天津、小湊の各地域に形成されています。さらに、漁業・農業・林業を生業とする住民の集落地が広く分散しており、それらの存在によって自然的土地利用が適切に維持・管理されてきたものの、農林地については増加する遊休地の管理が課題となっています。市街地の縁辺部においては宅地化が進行しており、低密度な市街地のスプロール化が課題となっています。また、空き地・空き家の増加から生じる様々の問題も懸念されます。

■土地利用現況図



資料：鴨川市都市計画マスタープランより引用（平成 23 年都市計画基礎調査データより作成）

交通は、沿岸部を通る国道 128 号、沿岸から内陸方面に伸びる主要地方道 6 路線、内陸の国道 410 号を中心に幹線道路網が形成されており、それに加えて鉄道（JR 外房線・内房線）や高速バス、路線バスなどによる公共交通網が整備されていますが、交通渋滞の解消、公共交通の利便性向上など、交通ネットワークの充実が必要となっています。沿岸部では狭あい道路の解消も求められています。

(2) 第2次鴨川市総合計画の方向性

本計画の上位計画である第2次鴨川市総合計画は、基本構想において、まちづくりの総合的な方向性を次のように定めています。本計画はこれらの実現を環境面から支えていきます。

①基本理念

基本理念1 「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

基本理念2 「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

基本理念3 「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

基本理念4 「協働」のまちづくり

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

基本理念5 「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

②将来都市像

将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めるため、市の目指す姿、まちづくりの象徴としての将来都市像を、次のように定めています。

「活力あふれる健やか交流のまち鴨川

～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

③目標人口

長期間にわたって減少している人口について、平成52年において約32,000人を確保することを基本として、平成37年時点における人口を33,036人と設定しています。

④環境施策の位置付け

施策体系の基本方針2「環境と調和した安心・安全のまち」の中で、「環境施策の推進」「環境衛生対策の充実」を位置付けています。これらは、環境保全の中心的、主要な部分となっています。

また、他の分野においても、生活環境の基盤、地域環境の形成や活用、自然現象への理解などの面で、関連する取り組みが多くあります。

⑤協働の位置付け

環境に関する取り組みでは、市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じて行動するとともに、互いに連携、協力した協働の推進が必要不可欠です。

施策体系の基本方針6「みんなが主役となる協働・自立のまち」の中で「地域コミュニティの維持・強化の促進」「多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進」を位置付けています。

(3) 都市計画の方向性

鴨川市都市計画マスタープラン（平成28年度～平成47年度）は、長期的なまちづくりの指針を示す計画であり、本計画の自然環境保全や地球温暖化対策などと多くの課題を共有し、取組の整合や連携が広く求められる計画です。

同計画では、都市計画の将来都市像を「地域が輝く拠点連携型の環境共生都市・鴨川」としています。そして、本市が持続可能な都市として維持・発展していくために、地域の特徴・個性を踏まえた上で地域の活力創出を図るとともに、地域・拠点が有機的なネットワークによってつながった「鴨川版コンパクトシティ」の創出を目指しています。

鴨川版コンパクトシティの考え方

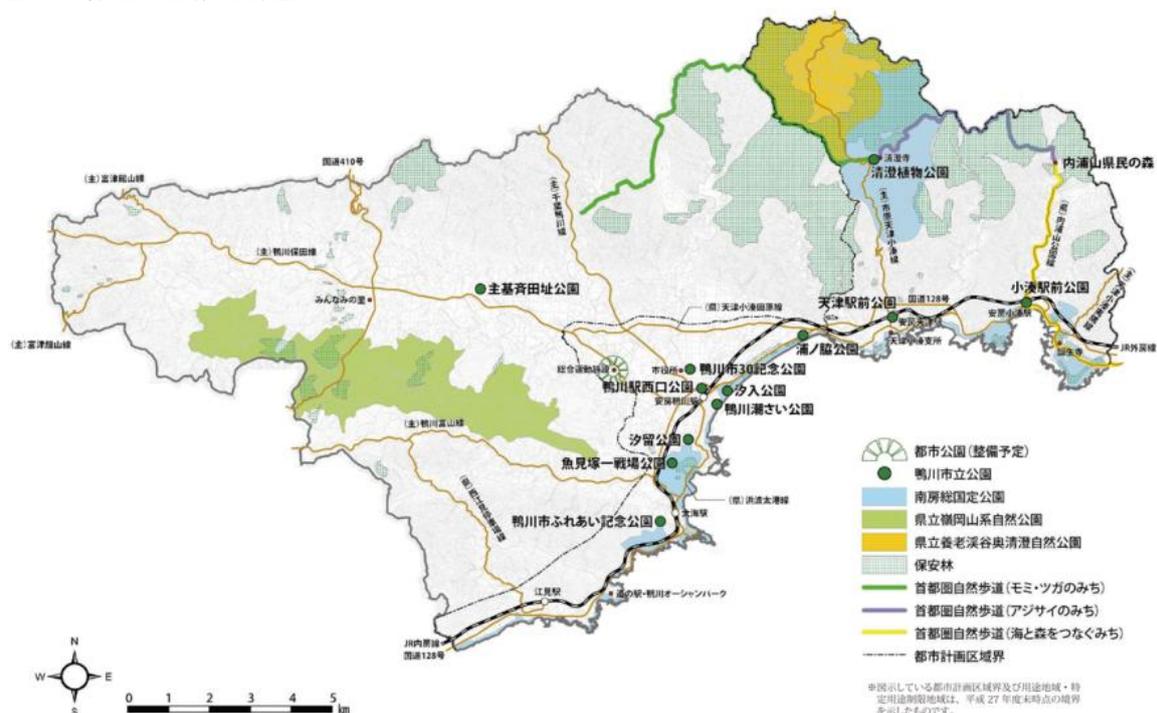
本市は、都市の拠点となる鴨川地域の用途地域周辺や天津小湊地域をはじめとする既存市街地以外にも、漁業・農業・林業を生業とする住民が形成している集落地が広く分散しており、こうした集落の存在によって、海岸や農地、森林などの自然的土地利用が適切に維持・管理されてきました。

今後本市が、人口減少社会の中で持続可能な都市として維持・発展していくためには、地域を支える住民が、将来にわたって安全・安心で快適に住み続けることができる都市づくりを進めていくことが必要です。

そのため、最初に述べたような本市の都市的特性を踏まえ、以下の考え方による「鴨川版コンパクトシティ」の実現を目指します。

- ① 既存市街地及び集落内の生活環境改善とコミュニティの維持・活性化
- ② 郊外部への無秩序な市街地の拡散抑制
- ③ 交通ネットワークの拡充による地域・拠点間移動の円滑化
- ④ 既存ストックの有効活用による都市経営コストの効率化

■公園緑地の整備方針図



※ 中に表示している都市計画区域境界及び用途地域・特定用途制限地域は、平成27年度末時点の境界を示したものです。

資料：鴨川市都市計画マスタープランより引用

4. 環境課題の概要

(1) 自然環境

本市は、農林漁業やその加工、観光を地場産業として発展してきたところで、山から海に至る豊かな自然の恩恵を大いに受けてきた、自然共生の地域です。嶺岡山系と清澄山系が水源となり、加茂川や二タ間川などの水系が太平洋に流れる水循環により、地域全体を潤してきました。

近年は、国内の第一次産業の低迷や社会の高齢化などを背景に、農林地の遊休化が広がり、管理されなくなった農林地の荒廃や野生鳥獣による農作物被害が多発しています。また、自然生態系の視点からは、ヤマビル的大量発生、特定外来生物の広がりなど、生態系攪乱の問題がみられます。地すべりや水害が懸念される地形のところでは、災害への高い意識が求められます。

こうした自然環境の特性を踏まえ、農林地や海、水循環、生物多様性を保全しつつ、その恩恵を活かして、自然と共生するまちづくりが求められます。

■主な水系と山岳



資料：鴨川市統計及び国土地理院地図より作成

(2) 快適環境

本市は、自然と歴史が織りなす多彩な景観が魅力的なところで、低い山々が連なり、川の流れの先に広がる青い海、山裾から平地に広がる農地などの景観そのものが地域の環境資源といえます。

こうした地域環境資源について、市民・事業者・滞在者・市が共有の財産としての認識を高くもち、その保全と活用を図り、人々が地域環境資源を誇れるまちづくりが求められます。

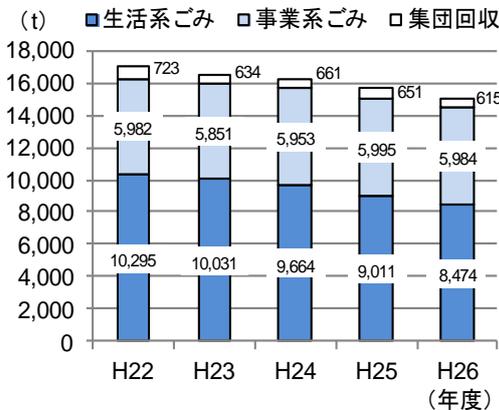


(3) 廃棄物

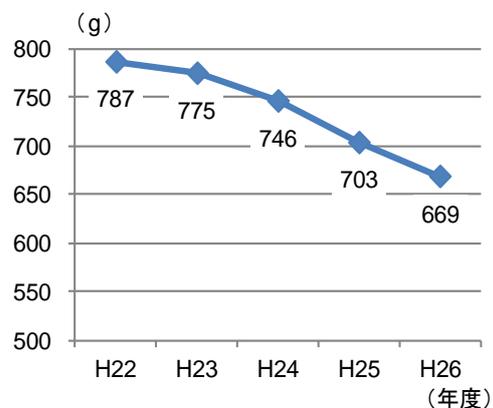
本市のごみの排出量は、やや減少傾向ではあるものの、ごみ処理には委託費や施設の維持管理費等を必要としており、処理経費の削減には大きく反映されていません。さらには、本市の中間処理施設（焼却施設）は老朽化が進んでいるため、更新が必要な時期となっています。国や県は、ごみの減量化と再資源化を進める循環型社会を目指しており、その方針と整合のとれた廃棄物対策が求められています。

こうした廃棄物処理の現状を踏まえ、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の推進及び再生利用（リサイクル）を進めるとともに、安全・安定的なごみ処理を行う、資源循環型のまちづくりが求められます。

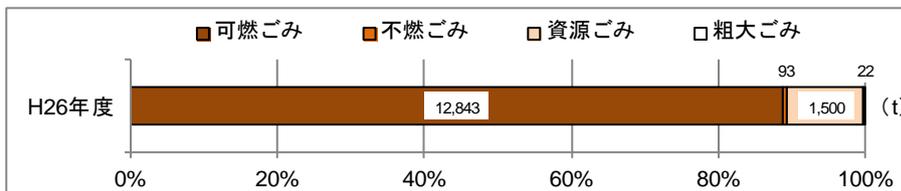
■排出源別ごみ量



■市民1人1日あたりの生活系ごみ量



■種類別ごみ搬入量（平成26年度）



(4) 生活環境

市内の大気汚染や水質汚濁などの公害については、大きく問題となる状況は見られません。しかしながら、汚水処理を行う公共下水道がなく、生活排水処理を個別の浄化槽に頼っているため、市全体の生活排水処理率は低い状態にあります。

騒音や悪臭、不法投棄、ごみのポイ捨てなど、事業活動や生活にまつわる違法行為・迷惑行為などについては、社会環境の変化に伴う多様な要因や現場の実態があり、問題の内容に応じた適切な対応が求められています。

こうした生活環境に関する課題について、適切な対応を図り、市民が安心して気持ちよく暮らせるまちづくりが求められます。

■不法投棄の監視



(5) 地球環境

地球温暖化の主な要因である温室効果ガスのほとんどは、石油・石炭などの燃焼から生じるエネルギー起源の二酸化炭素です。その排出削減のため、地域レベルでもエネルギー対策が求められています。中心となるのは、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入で、さらに近年注目されているエネルギーのスマート化、効率的な都市構造の構築等も重要です。

一方で、国は、地球温暖化の進行が避けられないものとして、「気候変動の影響への適応計画」を策定するなど気候変動による影響への適応策の必要を打ち出しており、市域においても検討していくことが重要となっています。

こうした地球温暖化に関する情勢を踏まえ、国や県と連携した対策を推進し、地球を大切にすまちづくりが求められます。

■ 鴨川市の温室効果ガス排出量の推移（現況推計）

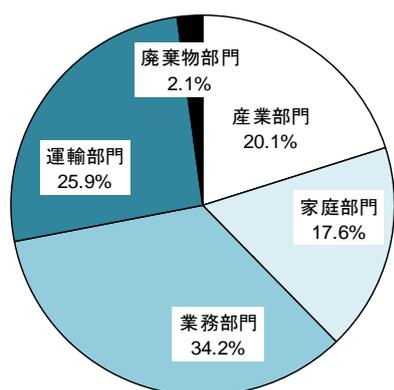
単位：千 t-CO2

区分	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
産業部門 小計	60	49	52	71	60	63	59
製造業	49	37	41	59	48	48	46
建設・鉱業	7	8	3	4	4	4	4
農林水産業	4	4	8	9	9	11	9
家庭部門	52	49	45	48	51	55	52
業務部門	96	82	77	73	88	92	100
運輸部門 小計	85	84	83	83	81	81	76
旅客自動車	39	40	41	41	40	41	37
貨物自動車	43	42	40	40	38	37	37
鉄道	2	2	2	2	2	3	3
廃棄物部門	7	8	4	6	4	5	6
合計	299	272	262	281	284	295	294

資料：環境省地方公共団体実行計画支援サイトにより作成

※小数点以下四捨五入のため合計が合わない場合があります

■ 平成 25（2013）年度の区分別排出割合



各部門の内容

産業部門：農林業、建設・鉱業、製造業のエネルギー消費から排出される二酸化炭素

家庭部門：住宅におけるエネルギー消費から排出される二酸化炭素

業務部門：店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出される二酸化炭素

運輸部門：自動車（自家用、運輸営業用）、鉄道の燃料消費から排出される二酸化炭素

廃棄物部門：一般廃棄物（ごみ）に含まれる廃プラスチックの燃焼から排出される二酸化炭素

※小数点以下四捨五入のため合計が 100% になりません

資料：環境省地方公共団体実行計画支援サイトにより作成

(6) 環境学習

地域環境の保全と活用、市民生活に関わる環境課題、地球温暖化対策の推進といった環境の取り組みは、市民一人ひとりの行動と、市民参加・協働が必要不可欠なものとなっています。

そのため、様々な世代や立場で環境学習に取り組み、環境に関する情報と理解を共有し、将来を考えて行動するまちづくりが求められます。

第 2 章 計画の目指すところ

1. 望ましい環境像

本市の望ましい環境像は、長期的に目指す環境の将来像であることから従来の環境像を引き継いで、次のように定めます。

望ましい環境像

豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまち
～ 未来を担う子どもたちが誇りを持てるまちに ～



◆◆望ましい環境像の言葉について◆◆

「豊かな自然を守り育てる」

本市に住む私たちは、昔から幾世代にわたって豊かな自然を維持しつつ、自然の恩恵を活かし、また自然の脅威から身を守って生活してきました。そこには人間と自然が共存し、互いに育み育まれる良好な関係がありました。

しかし、経済性や利便性を追求する生活様式は自然環境に多大な負荷を与え、更には近年の人口の減少、少子高齢化が進んだことで良好な環境を維持する担い手が減り、森林や農地は荒廃が進んでいます。さらに、河川には家庭や事業所からの排水が流入し、海岸や道路にはマナーの悪い利用者が放置したごみがみられるなど、自然環境を良好に保つための課題があります。また、観光産業をリーディング産業とする本市にとって、本市を訪れる観光客の影響力は非常に大きく、自然との共存には滞在者の協力が不可欠になっています。加えて、自然環境は一度大きく改変されると、元の状態に回復するまでに多大な労力と時間が必要となります。

そのために、市民・事業者・滞在者・市が共に協力し合い、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能なかたちで豊かな自然を活用しつつ、良好な状態で次世代に継承していく努力が必要です。これが「豊かな自然を守り育てる」ということとなります。

「地球環境の保全に貢献する」

私たちは経済性や利便性を追求することで快適な生活を享受してきました。しかし、経済性や利便性の追求は、地球規模の環境問題を生じさせ、地球上の生物や人類の生存に影響をおよぼし始めています。特に、地球の平均気温が上昇する地球温暖化は地球全体の気候や海洋に大きな影響を与えるものとして、最大の問題とされています。その最大の要因は、石油・石炭などの燃焼から排出される二酸化炭素であるため、私たちはよりクリーンなエネルギーへの転換を早急に進めて二酸化炭素の排出を抑え、安定した地球環境を次世代に継承していかなければなりません。

そのために、市民・事業者・滞在者・市が一体となって、これまで以上に二酸化炭素排出の少ない低炭素社会構築に向けて協働で取り組むことが重要であり、その活動が「地球環境の保全に貢献する」こととなります。

「未来を担う子どもたちが誇りの持てるまち」

本市のある安房地方は、古代からの長い歴史の中で発展してきた地域で、各地に多くの歴史的遺産や痕跡が残されています。また、現在の自然環境、地域環境は、例えば棚田や森林、農業用水などにみられるように、歴史の中で、自然本来の営みと人の生活が積み重なって形成されてきたものです。こうした地域環境について、その成り立ちへの理解を深め、これからも保全と活用に努めていくことによって、未来のまちをよりよくすることにつながります。

また、私たちが出すごみや汚水、自動車の排ガスなどは、可能な限り環境への影響を抑えて、よりクリーンな未来につなげていく必要があります。

そのために、市民一人ひとりが「地域環境は市民共有の財産である」と認識し、その保全と活用にむけて市民・事業者・滞在者・市が連携をとり協力し合い、一人でも多くの人がある取り組みに定期的、継続的に関わることが大切です。そのようにして継承された地域環境は、未来を担う子どもたちにとって大きな誇りとなることでしょう。

2. 基本目標

望ましい環境像を実現するため、本市が目指す望ましいまちの姿を基本目標として設定します。

基本目標 1【自然環境】 人と自然が共生し、多彩な自然の恵みを将来に受け継ぐまち

山や水辺の利用や農地の維持管理、野生動物への対応など、自然環境に関わる課題を解決しながら人と自然が共生し、生物多様性、自然景観、水源、海洋資源、作物など、多彩な自然の恵みを将来にわたって持続的に保ち、活用していくまちを目指します。

基本目標 2【快適環境】 様々な地域資源を保全・活用し、人々が地域の魅力を実感できるまち

身近な景観、歴史的環境、緑や水辺に親しむ環境など、快適な生活や観光を支える地域資源を保全・活用し、市民や本市を訪れる人が地域の魅力を実感できるまちを目指します。

基本目標 3【廃棄物】 無駄にしない、資源循環型のまち

2R（排出抑制、再利用）を推進して一人ひとりがごみを減らす生活を心がけ、出されたごみは最大限リサイクル（資源化）し、また、安定して適正なごみ処理を推進するまちを目指します。

基本目標 4【生活環境】 健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

公害のない良好な生活環境の保全に努めるとともに、生活にまつわる様々な違法行為・迷惑行為の防止を図り、健康で安心な、いつまでも気持ちよく暮らせるまちを目指します。

基本目標 5【地球環境】 地球を大切にするまち

私たちの日常のエネルギー消費が地球温暖化につながっていることを認識し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に努めることで、地球にやさしい、地球を大切にするまちを目指します。

※地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当

基本目標 6【環境学習】 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち

環境教育・環境学習を通じて様々な立場の人々が交流しながら知識を深め、日常生活に活かしながら、良好な自然環境や生活環境を将来の世代に引き継いでいくために、一人ひとりが責任を持って行動するまちを目指します。

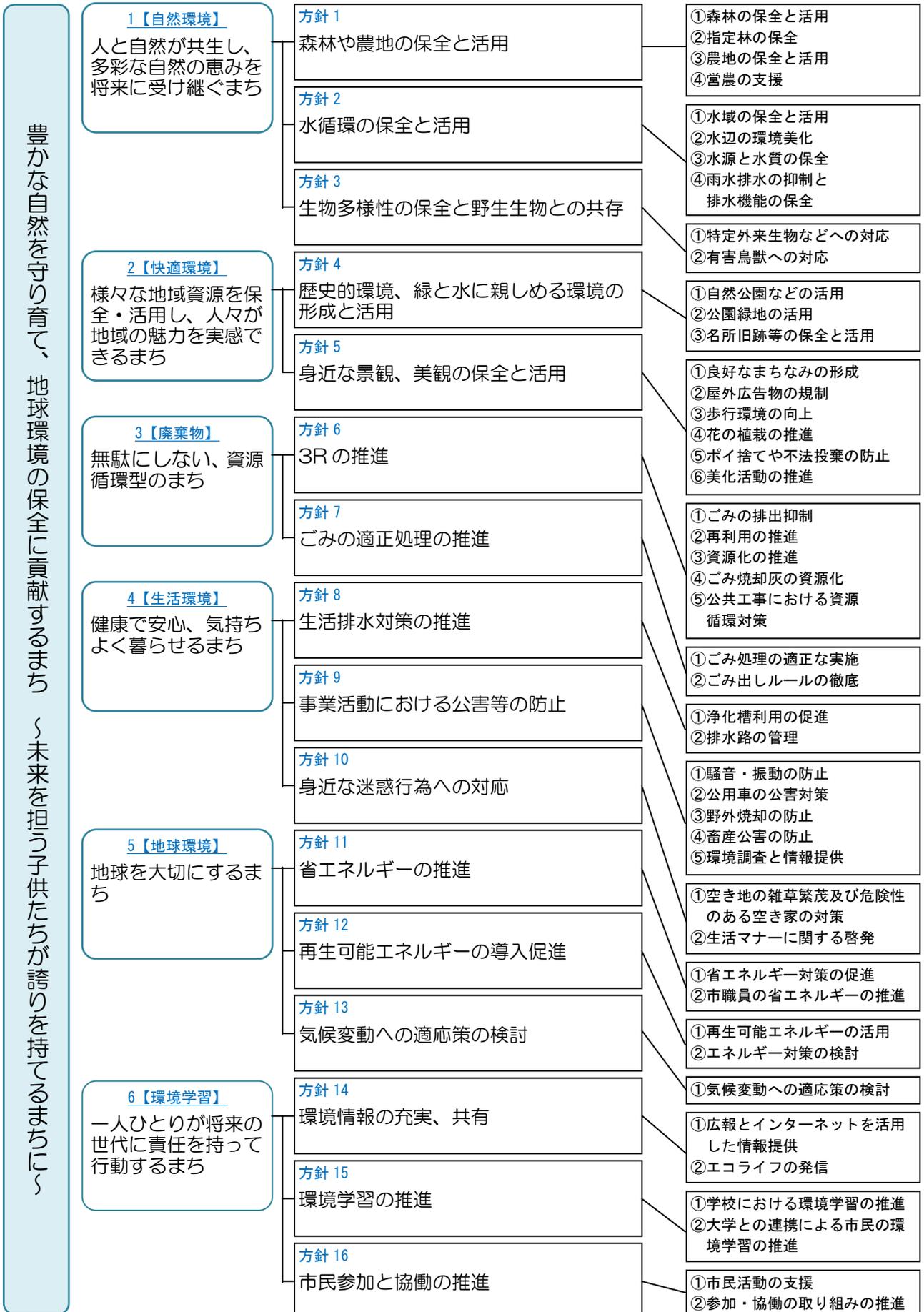
3. 施策体系

環境像

基本目標

施策の方針

基本施策



第 3 章 施策の方針と基本施策

基本目標にむけた施策の方針と基本施策を、次のように定めます。

基本目標 1 人と自然が共生し、多彩な自然の恵みを将来に受け継ぐまち

方針 1 ……森林や農地の保全と活用

①森林の保全と活用 【農水商工課】

森林組合と連携して、森林の保育管理や間伐など適正な管理を図ります。

②指定林の保全 【農水商工課】

生活環境保全林や東条民有保安林の適切な管理を図ります。

③農地の保全と活用 【農水商工課】

地域と連携して、「鴨川市農業振興地域整備計画」による計画的農地利用と、農地や用水施設、農道などの改修、整備を図ります。

④営農の支援 【農水商工課】

「中山間地域等直接支払制度」の活用、農林業体験の実施など、地域と連携して営農の支援を図ります。

方針 2 ……水循環の保全と活用

①水域の保全と活用 【環境課・都市建設課・農水商工課・観光課】

海岸や河川、水路、ため池などについて、県など関係機関との連携により、保全と活用を図ります。

②水辺の環境美化 【環境課・観光課・農水商工課】

関係機関や関係者、市民・事業者と協力・協働して、河川や水路、磯根や里海など海辺環境、海水浴場およびその周辺の環境美化、水質向上を図ります。

③水源と水質の保全 【環境課・水道局】

河川水質の調査と情報提供を行うとともに、残土の埋立てなどに対して県など関係機関と連携して水源の保全を図ります。また、水資源の大切さや上水道のエネルギー消費について、啓発を図ります。

④雨水排水の抑制と排水機能の保全 【都市建設課】

開発行為における雨水排水抑制施設の設置指導等により流出する雨水を抑制するとともに、都市下水路等の適正管理による排水機能の保全を図ります。

方針 3 生物多様性の保全と野生生物との共存

①特定外来生物などへの対応 【環境課・農水商工課】

地域の自然生態系をかく乱する特定外来種の駆除を図ります。また、ヤマビルや有害生物などについて、必要に応じた対応を図ります。

②有害鳥獣への対応 【農水商工課】

重点項目

房総丘陵に生息する野生のサル、シカ、イノシシなどによる農作物等の被害を防止し、適正な保護管理対策を行うことにより、自然と地域住民生活及び産業との調和を図ります。また、捕獲駆除における狩猟のルールやマナーの遵守徹底を図ります。

《主な事業》

- ・有害鳥獣対策事業。有害鳥獣の捕獲駆除の委託や補助、防護柵設置補助を行う。

《コラム》鳥獣害について

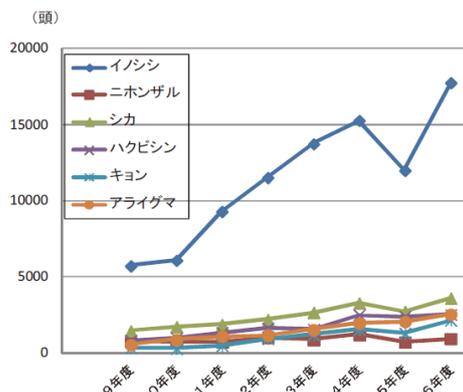
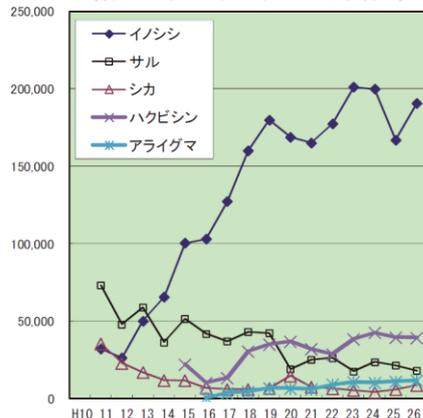
全国的に鳥獣害が深刻化しています。背景には遊休農林地の増加や過疎化などがあり、産業や土地利用の変化とともに、自然との共生の在り方が変わってきたことの一面といえます。

本市では、イノシシによる被害が特に多く、特に北部の清澄山系に多く出没するほか、最近では南部の嶺岡山系にも被害が及んでおり、広範囲にわたって被害地域が拡大しています。ニホンザル・ニホンジカについても同様に北部の清澄山系に多く出没しています。キョンについては現在大きな被害はありませんが、生息数は増加傾向にあります。ハクビシン・タヌキ・アライグマの被害も見られます。

有害鳥獣被害の対策には、防護柵の設置や管理、捕獲の実施、有効な捕獲方法等の研究・開発、捕獲の担い手の確保など、様々な取組を地域が一体となって進めることが重要です。県は、市町村、関係団体等との連携を推進し、本市も鴨川市鳥獣被害防止計画等に基づき、対策に努めています。

■千葉県 の 獣種別被害額及び捕獲頭数の推移

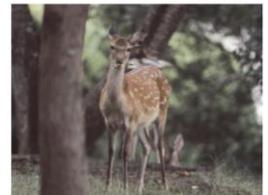
被害金額(千円) (イノシシ・サル・シカ・ハクビシン・アライグマ)



イノシシ



ニホンジカ



資料：平成 27 年版千葉県環境白書より引用

基本目標 2 様々な地域資源を保全・活用し、人々が地域の魅力を実感できるまち

方針 4 歴史的環境、緑と水に親しめる環境の形成と活用

①自然公園などの活用 【都市建設課】

市内の国定公園、県立自然公園、首都圏自然歩道などについて、県と連携して管理と活用を図ります。

②公園緑地の活用 【都市建設課・観光課】

市立公園内の公園緑地や、前原・横渚海岸など野外レクリエーションの場について、管理と活用を図ります。

③名所旧跡等の保全と活用 【生涯学習課・観光課】

国指定特別天然記念物「鯛の浦タイ生息地」をはじめ、国・県・市指定の文化財について、保全と活用を図ります。また、観光案内板や標柱の充実を図ります。

④里山や中山間地域の地域資源の保全と活用 【農水商工課】

重点項目

大山千枚田と地域資源総合管理施設「棚田倶楽部」を核として、里山や中山間地域における地域資源の保全と活用を図ります。

《主な事業》

- ・地域資源総合管理施設管理運営事業。棚田倶楽部の指定管理、中山間地域等直接支払交付金による営農支援を行う。

方針 5 身近な景観、美観の保全と活用

①良好なまちなみの形成 【都市建設課】

「鴨川都市計画」に基づく用途地域等の基準により建築物の規制誘導を図り、優れた環境、景観を備えた良好なまちなみの保全に努めます。

②屋外広告物の規制 【都市建設課】

「千葉県屋外広告物条例」に基づく審査・許可等を行うとともに、定期的なパトロールを実施し、都市の美観向上を図ります。

③歩行環境の向上 【都市建設課・観光課】

県等と連携して、歩道や街路灯施設の管理と整備に取り組み、歩行環境の向上を図ります。

④花の植栽の推進 【環境課】

安房鴨川駅西口等の美化花壇の植栽と管理を行います。また、市民団体、業界団体等の協力を得ながら、国・県道を中心とした主要道路の花壇等に、年間を通じた花の植栽を行います。

⑤ポイ捨てや不法投棄の防止 【環境課】

重点項目

市民・事業者と連携して、条例周知、啓発、パトロールなどの活動を行うことで、ポイ捨てや不法投棄の防止を図ります。

《主な事業》

- ・不法投棄監視員及び監視用カメラの設置。鴨川市不法投棄監視員制度の運用、監視用カメラの設置と運用、千葉県警察環境監視員の採用を行う。
- ・鴨川市まちをきれいにする条例の運用。

⑥美化活動の推進 【環境課】

重点項目

ごみゼロ運動などの環境美化活動を、市民と連携して推進します。また、学校行事の中で、環境美化活動に取り組みます。

《主な事業》

- ・環境美化活動の推進。海岸ボランティア清掃、ごみゼロ運動や地区一斉清掃などを行う。

《コラム》 鴨川まるごとゴミ拾い「まるごみ鴨川」について

まるごみとは、まるごみ JAPAN(NPO 法人 U-PROJECT)の行う事業の一つで、まるごとゴミ拾いの略です。平成 20 年に千葉県浦安市で始められてから、全国的に広がりました。

本市でも、平成 22 年の千葉国体を契機に発足し、市と鴨川市まるごみ実行委員会が主催者となって、市を代表する観光地である前原海岸の清掃活動を、毎年実施してきました。

平成 28 年で 7 回目の実施となり、観光シーズンの前に前原海岸をきれいにしようと、市内の小中学生、高校生、大学生をはじめ地元団体、企業、市職員 750 名の参加者が集まりました。海岸に漂着したゴミなどを回収し、その量は燃やせるごみ 1,380 kg、缶・瓶等の燃えないごみ 90 kgとなりました。



ウミガメが来る **がんばろう 日本!**
海岸をきれいに!
「まるごみ'16鴨川」
前原横濱海岸は「日本の渚百選」に選定され、東条海岸は「アカウミガメ」の産卵地にもなっています。

2015. 5. 24 写真撮影日 鴨川前原海岸にごみ拾いに参加した皆様

日時 2016年5月28日(土)午前9時00分～午前10時30分
集合場所 鴨川市民会館前の海岸 **地球がだいすき!**
ごみ拾い 鴨川市前原横濱海岸

※ 次週にフラ・フェスタが開催されます。前原海岸をボランティア清掃いたします。
※ 小雨決行、悪天時は中止(実施決定 午前7時)
※ ごみ拾い終了後、市役所消防防災課からお知らせ、非常食の配布があります。

主催 鴨川市、鴨川市まるごみ実行委員会 問い合わせ (090-2558-3757 実行委員長長権野)
後援 鴨川市教育委員会、鴨川市観光協会、鴨川市商工会、ウミガメ倶楽部、鴨川漁協
協力 鴨川警察署、鴨川消防署、城西国際大学観光学部軟式野球部、同後援会、文理閣成高校、長狭高校、鴨川中学校、鴨川小学校、千葉ロッテマリーンズ鴨川後援会、(株)アスカ仏蘭、オアシス「よってこ」、ココロラ・イーストジャパン(株)、(株)EXサービス、アサヒ飲料(株)、鴨川ライオンズクラブ、N T T労働組合東関東支部、情報産業労働組合連合会千葉県協議会、一般(財)鴨川青年会事務所、鴨川ロータリークラブ、ヒラノ商事(株)、ネッコーマンバイオケミファ(株)鴨川プラント、フラネット鴨川、亀田医療大学

方針 6 3R の推進

①ごみの排出抑制 【環境課】

重点項目

マイバッグや包装抑制など、ごみの排出抑制の啓発に取り組みます。また、ごみの有料化によりごみの排出を抑制するとともに、ごみ処理費用の負担の公平化を図ります。

《主な事業》

- ・ごみの排出抑制と処理費用負担の公平化。指定袋によるごみの排出。
- ・ごみの減量化等に関する啓発。リサイクルマーケットを開催する。
- ・鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の運用。

②資源化の推進 【環境課】

重点項目

ごみの資源化を広く周知するとともに、集団回収の支援や、生ごみの自家処理を促進することで、分別の徹底と資源化の推進を図ります。

《主な事業》

- ・ごみの出し方・分け方の個別配布を行う。
- ・資源ごみ集団推進事業。市内各種市民団体に対し、資源物の回収量に応じた補助を行う。
- ・生ごみ肥料化容器購入推進事業。コンポスト容器や生ごみ処理機の購入に対して補助を行う。

③ごみ焼却灰の資源化 【環境課】

ごみ焼却灰の溶融処理等により、資源化と最終処分の減量化を図ります。

④公共工事における資源循環対策 【都市建設課・農水商工課・水道局】

公共工事の施工に当たり、建設廃材の再資源化、再生資材の利用を促進します。

方針 7 ごみの適正処理の推進

①ごみ処理の適正な実施 【環境課】

「鴨川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみを適正に処理します。

②ごみ出しルールの徹底 【環境課】

ごみ収集日カレンダーの配布等によるごみ出しルールの徹底を図ります。アパートなど集合住宅のごみ出しについては、その地域や所有者、管理会社との連携を強化し、ごみ出しルールの徹底を図ります。

基本目標 4 健康で安心、気持ちよく暮らせるまち

方針 8 生活排水対策の推進

①浄化槽利用の促進 【環境課・都市建設課】

重点項目

家庭用合併処理浄化槽の設置を支援します。また、浄化槽普及促進のため、排水経路のない場合、市道管理上支障がない範囲において排水接続を認めます。

《主な事業》

- ・家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金。単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽への付け替えに対して助成を行う。

②市道側溝等の排水路の管理 【都市建設課】

生活雑排水の接続が多い市街地の市道側溝において、堆積砂の撤去を実施します。

方針 9 事業活動における公害等の防止

①騒音・振動の防止 【都市建設課・農水商工課・水道局】

公共工事の施工に当たり、騒音低減につながる工法の採用、排出ガス対策型・低騒音型の重機の使用を指導します

②公用車の公害対策 【財政課】

公用車について、整備点検の徹底、低公害車の導入を図ります。

③野外焼却の防止 【環境課】

個別指導等の実施により、不適正な野外焼却を防止します。

④畜産公害の防止 【農水商工課】

畜産廃棄物の適正な処理の指導に取り組み、悪臭や水質汚濁などの畜産公害の防止を図ります。

⑤環境調査と情報提供 【環境課】

国・県と連携して、市域で必要な環境調査、有害化学物質等に関する情報の収集などを行い、情報提供に取り組みます。また、必要に応じて調査項目、調査体制、調査地点等を見直します。

①空き地の雑草繁茂及び危険性のある空き家の対策 【環境課・都市建設課】

空き地等の雑草繁茂や危険性のある空き家については、土地管理者や所有者へ通知することで改善を図ります。

②生活マナーに関する啓発 【環境課】

重点項目

ポイ捨てやフン害、近隣騒音など、生活マナーについて、啓発を進めることにより、維持向上を図ります。

《主な事業》

- ・鴨川市環境基本条例、騒音規制法、振動規制法の運用。
- ・ポイ捨てやフン害の注意看板の配布・設置

《コラム》ポイ捨てやフン害の注意看板について

市内では、道端や農地、水辺など様々なところで、ごみのポイ捨てや飼い犬のフンの放置があり、その土地の所有者や管理者はもとより、通行する人などの迷惑となっています。そのため、市の環境課では、ごみが頻繁にポイ捨てされるところや飼い犬のフンの放置にお困りの場合に対して、迷惑行為を注意する看板をお配りしています。

注意看板は、迷惑行為を行なおうとする人に対し直接的に警告をするとともに、周辺地域のみなさんにも迷惑行為が行なわれやすい地点として認識いただくことで、地域の目によって悪質な行為を抑制しようとするものです。

ポイ捨てや飼い犬のフンの放置は、何気なく行なってしまうケースも見られますが、他の方に迷惑をかける行為であり、法令で禁止されています。

本来は、注意看板を必要としないまちが理想です。本市においても、将来的には、注意看板が1本も無いきれいなまちとなるようみんなで心がけましょう。



基本目標 5 地球を大切にすまち

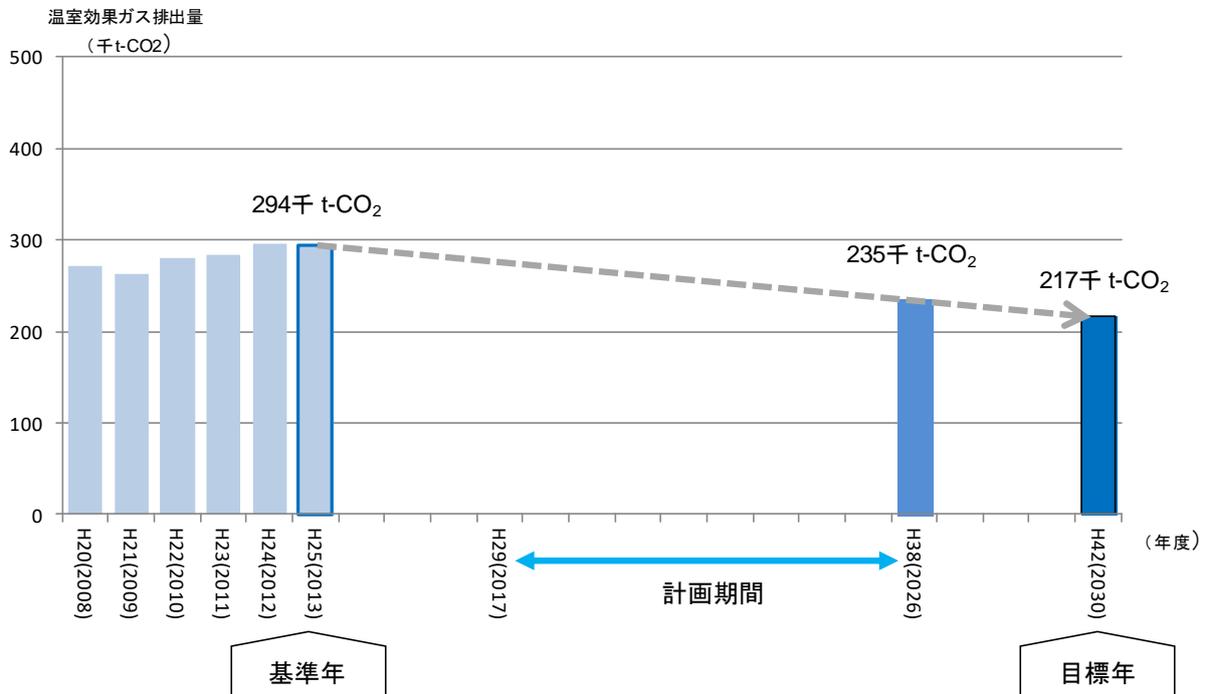
※地球温暖化対策の推進に関する法律にもとづく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当

国は、地球温暖化対策計画（平成 28（2016）年 5 月閣議決定）において、国全体の温室効果ガス排出削減目標を「平成 42（2030）年までに平成 25（2013）年比で 26%削減する（電力源の構成の影響を含む）（5 年ごとに検証、更新を予定）」「長期的には平成 62（2050）年度までに 80%削減する」としました。

本計画の地球温暖化対策推進においても、市民・事業者・滞在者・市の取組と、国・県の取組とを総合して国の目標の達成を目指すこととします。なお、平成 25（2013）年度までの現況値については本計画第 1 章に掲載しています

基準年.....	平成 25（2013）年度	現況値	294 千 t-CO ₂	
目標年.....	平成 42（2030）年度	目標値	217 千 t-CO ₂	基準年比 26%減
計画期間.....	平成 38（2026）年度	経過値	235 千 t-CO ₂	基準年比 20%減
対象分野.....	エネルギー起源 CO ₂ （産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門） および廃棄物部門			

■市域の温室効果ガス排出量の目標達成までのイメージ



方針 11.....省エネルギーの推進

①省エネルギー対策の促進 【環境課】

重点項目

市民・事業者に対して、省エネ行動の啓発と、省エネ対策の情報提供に努めます。

《主な事業》

- ・地球温暖化対策の啓発。地球温暖化対策として市民・事業者に望まれる省エネルギーのための行動や対策について、広報誌、市ホームページ、パンフレットなどによる啓発を行う。

②市職員の省エネルギーの推進 【財政課】

市役所における省エネの計画的な推進を図ります。

《主な事業》

- ・鴨川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定。市役所の事務事業における省エネルギーのための行動や対策について定める計画を策定し運用する。公共施設への省エネルギー設備の導入、庁舎の適正な温度管理、低燃費車の導入、市職員のエコドライブの推進等。

方針 12.....再生可能エネルギーの導入促進

①再生可能エネルギーの活用 【環境課】

市内への太陽光発電施設等の設置を推進し、二酸化炭素排出削減への貢献を図ります。

②エネルギー対策の検討 【企画政策課】

市域における今後のエネルギー対策について、国・県の方針を踏まえ、情報収集と検討を行います。

方針 13.....気候変動への適応策の検討

①気候変動への適応策の検討 【環境課】

今後に拡大が予想される気候変動の影響について、国・県の方針を踏まえ、情報収集と適応策の検討を行います。

《コラム》クール・チョイス (COOL CHOICE) について

国は、地球温暖化対策の一環として、平成 27 年度に「クール・チョイス (COOL CHOICE)」を立ち上げました。これは、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」があげられます。

統一ロゴマークを設定し、政府・産業界・労働界・自治体・NPO 等が連携して、広く国民に呼びかけています。また、企業団体・自治体には、この運動への賛同登録を求めています。



基本目標 6 一人ひとりが将来の世代に責任を持って行動するまち

方針 14.....環境情報の充実、共有

①広報とインターネットを活用した情報提供 【環境課・総務課】

市広報紙とともにホームページを活用し、環境に関する多様な情報を迅速に提供していきます。

②エコライフの発信 【環境課】

省エネ・省資源型の生活スタイル、エコドライブの実践。「グリーン購入法」に基づいた製品など、エコライフの発信に取り組みます。

本計画の第4章に、エコライフの行動指針を示しています。

方針 15.....環境学習の推進

①学校における環境学習の推進 【学校教育課】

重点項目

小・中学校において、自然体験学習会の実施、身近な自然を活かした花壇やビオトープ等の教育空間の整備により、環境学習を推進します

《主な事業》

- ・花壇コンクール。市内小中学校において花壇コンクールを開催する。
- ・学校との環境教育の連携。市内小中学校に対して、環境情報の提供・発信、学校の環境教育の支援を行う。

②大学との連携による市民の環境学習の推進 【生涯学習課】

市内に有する大学関連施設と積極的に連携し、大学の持つ知的財産を市民に広く還元し、自然観察会等を実施することにより、自然のすばらしさや大切さを学び、環境保全の意識の向上を図ります。

方針 16.....市民参加と協働の推進

①市民活動の支援 【企画政策課】

活動団体や市民からの相談に対応するとともに、必要な情報提供に努めます。

②参加・協働の取り組みの推進 【環境課】

環境づくりに関するワークショップや里山の維持・管理など、環境に関する具体的な取り組みへの市民・事業者・滞在者の参加の機会の充実を図ります。

第4章 エコライフの行動指針

本計画の推進においては、地球温暖化対策 3R、近隣環境への配慮など、市民・事業者・滞在者の自主的な取り組みが必要となることが多くあります。それらの取り組みをエコライフとして、その実践に向けた行動の指針を示します。

1. 地球温暖化対策を進めるために

地球温暖化は、一人ひとりの暮らしや事業活動の日常的なエネルギー消費から生じる二酸化炭素が大きな要因の一つとなっています。そのため、省エネルギーや再生可能エネルギー導入によってそれらの二酸化炭素排出を減らしていく必要があります。市民・事業者・滞在者の自主的な取り組みが求められています。

また、ごみの焼却処理においても、廃プラスチック等の燃焼によって二酸化炭素が発生するため、ごみの排出抑制も重要です。

市民や滞在者に望まれる取り組み

自動車について

- ・自動車の購入時には、低公害車、低燃費車等を選びましょう。
- ・自転車・公共交通機関の利用や徒歩に努め、できる限り自動車の利用を減らしましょう。
- ・エコドライブ（下表）に努めましょう。

「移動」を「エコ」に。

smart
move

ふんわりアクセル「eスタート」	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進する。
加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がける。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなる。
減速時は早めにアクセルを離す	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキを活用する。
エアコンの使用は適切に	車のエアコン使用は燃費を悪くする。車内を冷却・除湿する機能のため、暖房のみのときはエアコンスイッチ（A/C）を切る。
ムダなアイドリングはやめる（安全の確保を前提として）	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングを止める。また、基本的に暖機運転は不要。
渋滞を避け、余裕をもって出発	渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、渋滞を避け、道に迷わないようにする。
タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧不足は燃費を悪化させる。エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリーナエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善する。
不要な荷物は積まない	積んでいる荷物の重さは燃費に大きく影響する。
走行の妨げとなる駐車をしない	交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらす。
自分の燃費を把握する	日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できる。

暮らしの中で

- 使わない照明は消すなど、こまめな省エネルギーに取り組みましょう。
- 炊事・洗濯・風呂など水の使用は、節水・再利用に努めましょう。
- ごみの排出抑制のため、3Rに努めましょう。（後段参照）

住居について

- 住宅や給湯機器、家電等には、エネルギー効率の優れたものを使用しましょう。
- 太陽光発電や太陽熱温水器など再生可能エネルギーの活用に努めましょう。

■■■■■■■■■■ 事業者に望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

自動車について

- 低燃費型の車両を使いましょう。
- 公共交通機関の活用や輸送効率の向上に努めましょう。
- エコドライブ（前述）に努めましょう。



仕事をするとき

- 機器や車両を効率よく使うことで、燃料消費を減らしましょう。
- 使わない照明は消すなど、こまめな省エネルギーに取り組みましょう。
- ごみの排出抑制のため、3Rに努めましょう。（後述）

建物・設備について

- 建物や設備等には、エネルギー効率の優れたものを使用しましょう。
- 建物や設備における余熱・廃熱、再生可能エネルギーの活用に努めましょう。
- 生産工程等で水の循環利用を行うなど、水資源の有効利用を促進しましょう。
- 太陽光発電や太陽熱温水器など、再生可能エネルギーの活用に努めましょう。

■■■■■■■■■■ 事業者としての市の取り組み ■■■■■■■■■■

- 公用車に低公害車を導入していきます。
- 公用車のエコドライブに取り組みます。
- 通勤時のエコドライブに取り組みます。
- 昼休みの消灯やエレベーターの利用抑制、空調の温度管理の適切化など、省エネルギーに取り組みます。
- コピー用紙の使用量の削減に取り組みます。
- 公共施設などにLED照明を導入していきます。

2. 3Rを進めるために

現代の社会で進んでいる資源の大量廃棄は、環境汚染、ごみ処理費用の増大、最終処分場の確保の困難、地球温暖化など環境の様々な課題につながっています。そのため、すべての市民・事業者・滞在者が、ごみの発生抑制（リデュース）に努めるとともに、再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）に協力・参加することが求められています。

■■■■■■■■■■ 市民や滞在者に望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

買い物で配慮する

- 必要なものを必要な量だけ購入し、修理・修繕しながら大切に使いましょう。
- 食品の購入や調理は必要な量だけに留め、無駄が出ないようにしましょう。
- 買い物袋（マイバック）を持参し、レジ袋はもらわないようにしましょう。
- できる限り簡易包装の商品や詰め替え用の製品を購入し、使い捨て製品はなるべく購入しないようにしましょう。
- 環境にやさしい商品の購入に努めましょう。

ごみにする前に工夫する

- ごみの減量化の方法やごみの発生が少ない商品に関する情報等の収集に努めましょう。
- 事業者等が行う使用済み製品の店頭回収等に協力しましょう。
- 不用品は安易に処分せず、リサイクルマーケットやリサイクルショップを積極的に活用しましょう。

ごみ出しで気を付ける

- ごみの分別を徹底し、ごみの減量化をしましょう。
- 生ごみは水切りを徹底し、生ごみ処理機等を活用して堆肥化するなど減量に努めましょう。

■■■■■■■■■■ 事業者にも望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

ごみを減らす

- ごみの排出抑制や分別の徹底により、環境負荷の低減を図りましょう。
- レジ袋の削減、簡易包装の推進等ごみとなるものの減量に取り組みましょう。
- 業務用生ごみ処理機を導入し、生ごみを堆肥化するなど減量に努めましょう。
- 事務書類の簡素化、両面コピー等の実施により紙資源の減量に努めましょう。

事業活動を改善する

- 事業活動における「ゼロエミッション」を推進しましょう。
- 「グリーン購入法」に基づいた購入に努めましょう。
- ごみの発生が少ない商品の開発や製造工程の整備を行いましょう。

■■■■■■■■■■ 事業者としての市の取り組み ■■■■■■■■■■

- ごみの排出抑制や分別の徹底により、環境負荷の低減を図ります。
- 「グリーン購入法」に基づいた購入に努めます。

3. 身近な環境をきれいに保つために

私たちがお互いに、気持ちよく安心して暮らしていくためには、放置されたごみや騒音などをなくし、身近な環境をきれいに保つことが必要です。そのために、一人ひとりの心がけと協力が求められています。

■■■■■■■■■■ 市民や滞在者に望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

自然やまちをきれいに保つ

- ・ 海岸など行楽地で出たごみは持ち帰りましょう。
- ・ 海岸や河川では、釣りのごみや釣針は放置せず、必ず持ち帰りましょう。
- ・ 不法投棄をされないよう所有地の草刈等を行い、適正に管理しましょう。
- ・ 不法投棄の情報提供など、不法投棄監視に協力しましょう。
- ・ ごみゼロ運動などの環境美化活動に、積極的に参加・協力しましょう。

ごみをきちんと処理する

- ・ ごみを出す曜日、時間、場所など、ごみ出しルールを守りましょう。
- ・ ごみ集積所は適正に管理しましょう。
- ・ ごみの分別の徹底やポイ捨ての禁止など、ごみ処理マナーを守りましょう。
- ・ 家電製品の処理は法令等に従って行い、不法投棄は行いません。
- ・ 家庭等から出るビニール、プラスチックごみ等は野外焼却せず、適正に処理しましょう。

周りに迷惑をかけない

- ・ 犬の無駄吠えの予防や散歩中の係留、フンの持ち帰り、猫の室内飼育など、責任を持ってペットを飼育しましょう。
- ・ 自動車の迷惑運転や迷惑駐停車はしません。
- ・ 自動車の廃車手続きや処分は適正に行い、庭先や空き地への放置は行いません。
- ・ 自転車の乗り捨てや放置はしません。
- ・ 近隣に迷惑となるような騒音は出しません。
- ・ 狩猟はルールやマナーを守り、事故には十分注意して行いましょう。
- ・ 所有する未使用建物及び空き地については放置をせず、安全かつ衛生的な管理に努めましょう。

■■■■■■■■■■ 事業者にも望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

自然やまちをきれいに保つ

- ・不法投棄をされないよう管理地の草刈等を行い、適正に管理しましょう。
- ・環境美化活動に積極的に参加・協力しましょう。
- ・屋外広告物や野外照明の設置は近隣の迷惑にならないよう適正に行い、良好な都市景観の保全に努めましょう。
- ・看板やのぼりなどの広告物については、路上へのはみ出しや、安全運転の支障となる場所への設置はやめましょう。

ごみをきちんと処理する

- ・廃棄物は法令基準を遵守し、適正に処理・処分しましょう。
- ・産業廃棄物の運搬・処理を委託する場合は、マニフェスト制度を適正に実行しましょう。
- ・ごみの分類の徹底や通勤時のごみのポイ捨て禁止、工事現場の整理整頓の励行など、従業員のマナーの徹底を図りましょう。

公害などを出さない

- ・自動車の適正な整備、運行の管理を行いましょ。
- ・自動車の迷惑運転や迷惑駐停車はしません。
- ・公害防止関連法令を遵守しましょう。
- ・低騒音型の機器の利用に努め、環境に配慮した工法等を積極的に採用しましょう。
- ・住宅に近接する事業所では、周辺住民の生活に配慮して事業活動を行いましょ。
- ・深夜営業による事業所からの騒音など、近隣の迷惑となるような騒音は出しません。

その他

- ・建築物はバリアフリーにしましょ。
- ・所有する未使用建物及び空き地については放置をせず、安全かつ衛生的な管理に努めましょ。

4. 自然を大切にするために

本市では、温暖な気候、豊かな水と土、多彩な緑など、様々な自然の恵みの中で暮らしや産業が営まれ、まちや文化が育まれてきました。これからも、自然を大切にしながら将来に活かしていくことが、本市に暮らす一人ひとりに求められています。

■■■■■■■■■■ 市民や滞在者に望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

森林や農地を維持する

- ・所有する森林・農地を適切に管理しましょう。
- ・森林の所有者は、間伐や下草刈など適切な維持・管理に努めましょう。
- ・減農薬、有機農法による農作物や加工品を積極的に購入することで、環境保全型農業の推進に協力しましょう。

海や河川をきれいに保つ

- ・身近な生活排水対策に、環境意識をもって取り組みましょう。
- ・調理くずや廃食油の適正な処理、環境にやさしい洗剤の使用や洗剤の適正な使用に努めましょう。
- ・合併処理浄化槽を設置するなど、海や河川、水路の水質保全に努めましょう。
- ・浄化槽は適正に維持・管理しましょう。

動植物や生態系を大切にす

- ・ペットが野生化し、生態系に影響を及ぼすことがないように、管理・飼育しましょう。
- ・生態系を乱すため、野生動物にはえさを与えないようにしましょう。
- ・希少野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に協力しましょう。
- ・動植物の過剰な採取や森林への車両等の進入により、自然環境に負荷をかけないようにしましょう。
- ・動植物に関心を持ち、貴重な動植物の情報を県や市に提供しましょう。

自然に親しむ

- ・森林の管理などボランティア活動に参加し、自然とふれあう場の保護に努めましょう。
- ・身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいの機会を持つように努めましょう。
- ・自然観察会や自然体験学習会等に参加・協力しましょう。
- ・自宅の塀を生け垣にしたり、庭に植栽するなど、庭の緑を育てていきましょう。
- ・公園の花壇の植栽や街路樹など、公共の場の維持・管理に参加・協力しましょう。
- ・自分たちの住んでいる地域の歴史的・文化的な遺産を知り、将来に継承しましょう。
- ・歴史・文化財を活かしたイベントに参加しましょう。
- ・良好な歴史的・文化的な景観資源を大切に、将来に継承しましょう。

■■■■■■■■■■ 事業者にも望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

森林や農地を維持する

- 所有する森林・農地を適切に管理しましょう。
- 林業者は間伐や下草刈など適切な維持・管理に努めましょう。
- 農林業後継者の育成を図りましょう。
- 化学肥料・農薬の適正な使用や堆肥の有効利用など、環境保全型農業を推進しましょう。

海や河川をきれいに保つ

- 合併処理浄化槽を設置するなど、事業所からの排水は適正に処理し、海や河川、水路の水質を保全しましょう。

動植物や生態系を大切にす

- 森林地域では、動植物に悪影響を与えるような大規模な開発を実施しないなど、生態系の維持・保全に努めましょう。
- 希少野生動植物の保護や生息・生育場所の保全に協力しましょう。
- 動植物の過剰な採取や森林への車両等の進入により、自然環境に負荷をかけないようにしましょう。

自然に親しむ

- 事業所周辺の動植物に関心を持ち、貴重な動植物の情報を県や市に提供しましょう。
- 森林の管理などボランティア活動に参加し、自然とふれあう場の保護に努めましょう。
- 自然観察会や自然体験学習会等、市民が自然とふれあう活動を支援しましょう。
- 事業所の敷地内に花壇を設置するなど、緑化に努めましょう。



5. 協力・連携して環境に取り組むために

環境の課題の解決や、地域の環境づくりは、市の行政施策だけで進めることはできません。市民・事業者や滞在者、市が、互いに協力し連携していくことが必要不可欠です。そのため、環境について関心を持ち、学び、できることから実践し参加することが重要です。

■■■■■■■■■■ 市民や滞在者に望まれる取り組み ■■■■■■■■■■

環境について学ぶ

- ・家庭で環境について学び、環境保全の取り組みをできることから実践しましょう。
- ・環境に関するイベント等の啓発行事や意識調査に、親子で参加・協力しましょう。
- ・子どもの環境学習に協力しましょう。また、教材、用具、施設、場所の提供等の支援に努めましょう。
- ・事業者等が実施する環境活動の見学会等に、積極的に参加しましょう。
- ・家庭で地域の環境や環境問題について話し合い、世代間で環境を保全することの大切さを伝えましょう。
- ・広報誌やホームページなど、市が提供する環境に関するサービスや制度について理解を深め、積極的に活用しましょう。
- ・環境に関する知識を積極的に入手するとともに、自らも環境に関する情報や意見を発信・交換しましょう。

環境保全の活動に参加する

- ・所属する環境保全団体等の活動内容を積極的に発信し、他の団体との情報の交流を図りましょう。
- ・市民が主体者であるとの自覚に立ち、環境保全活動に積極的に取り組みましょう。
- ・環境保全団体の活動に関心を持ち、行事等に参加・協力しましょう。
- ・個人の知識や経験を活かし、地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。

行政と協力する

- ・行政計画の策定に関する市民会議等に参加・協力しましょう。
- ・市民団体・事業者・市との連絡協議会に参加・協力しましょう。



環境について学ぶ

- 環境に関するイベント等の啓発行事や意識調査に、事業者として参加・協力しましょう。
- 環境美化活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 子どもの環境学習に協力しましょう。また、教材、用具、施設、場所の提供等の支援に努めましょう。
- 環境活動を紹介する見学会の開催など、環境教育に積極的に協力しましょう。
- 広報誌やホームページなど、市が提供する環境に関するサービスや制度について理解を深め、積極的に活用しましょう。
- 事業活動に関連する環境情報を積極的に入手するとともに、環境に配慮した製品の紹介や環境に関する取り組み等についての正確な情報を公開・提供しましょう。

環境保全の活動に参加する

- ホームページ等を利用し、自社の環境活動に関する情報を積極的に公開しましょう。
- 主体者であるとの自覚に立ち、環境保全活動に積極的に取り組みましょう。
- 事業者としての知識や経験を活かし、地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
- 事業者間で環境保全活動に関する情報交流体制を確立しましょう。

行政と協力する

- 行政計画の策定に関する市民会議等に参加・協力しましょう。
- 市民団体・事業者・市との連絡協議会に参加・協力しましょう。

《コラム》鴨川市のイメージキャラクター

鴨川市イメージキャラクターは、市シンボルへの愛着とふるさと意識の向上、そしてキャラクターを積極的に利活用することで、地域の活性化に役立ててもらおうと定めたものです。

市内在住の漫画家・たかなししずえ先生がデザインしたもので、カラーとモノクロを含めて全部で25タイプあります。

市民はもちろん、市外の方や、民間企業・団体なども、申請により利用することができます。



たいよう君

“たいよう君”はお日様のように明るく元気いっぱい、お祭りやイベントなどの楽しいことが大好きです。



ななちゃん

“ななちゃん”はフワフワの女の子。近くにいるだけでみんな優しい気持ちになります。“ななちゃん”が通ったあとには花びらがフワフワ舞います。



まつー

“まつー”はドンと構えて、あまりフットワークはよくありませんが、いざという時は頼りになります。

参考資料

1. 策定経過

開催	会議等	内容
平成 28 年 10 月 18 日	平成 28 年度 第 1 回鴨川市環境審議会	(仮称) 第 2 次鴨川市環境基本計画の策定について
平成 29 年 1 月 19 日	平成 28 年度 第 2 回鴨川市環境審議会	(仮称) 第 2 次鴨川市環境基本計画素案について
平成 29 年 2 月 1 日 ～3 月 2 日	パブリックコメント	
平成 29 年 3 月 8 日	平成 27 年度 第 3 回鴨川市環境審議会	第 2 次鴨川市環境基本計画最終案について(諮問及び 答申)

2. 鴨川市環境審議会

(1) 鴨川市環境審議会規則

平成 17 年 2 月 11 日
規則第 100 号
改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市環境条例(平成 17 年鴨川市条例第 122 号)第 54 条第 4 項の規定に基づき、鴨川市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 鴨川市環境審議会委員名簿

任期 平成 27 年 11 月 11 日～平成 29 年 11 月 10 日

氏名	役職名等	備考
久保 忠一	鴨川市議会文教厚生常任委員会委員長	
佐々木 久之	鴨川市議会文教厚生常任委員会副委員長	
田村 政彦	鴨川市農林業体験交流協会	会長
伊藤 正人	医療法人社団恒仁会 伊藤胃腸科クリニック事務長	副会長
鬼塚 忠	一般社団法人千葉県建設業協会鴨川支部長	
荒井 一利	鴨川シーワールド総支配人	
鈴木 健史	一般社団法人鴨川市観光協会会長	
松本 めい子	鴨川市漁業協同組合代表理事組合長	
石渡 清実	鴨川市農業委員会会長	
菊池 修一	鴨川警察署生活安全課長	

(3) 諮問

鴨環第 918 号
平成 29 年 3 月 8 日

鴨川市環境審議会
会長 田村 政彦 様

鴨川市長 長谷川 孝夫

第 2 次鴨川市環境基本計画（案）について（諮問）

標記の件について、鴨川市環境条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、ご審議いただきたく諮問いたします。

(4) 答申

平成 29 年 3 月 8 日

鴨川市長 長谷川孝夫 様

鴨川市環境審議会
会長 田村 政彦

第 2 次鴨川市環境基本計画の策定について（答申）

平成 29 年 3 月 8 日付、鴨環第 918 号により当審議会に諮問された第 2 次鴨川市環境基本計画（案）について、妥当である旨を答申いたします。

市長におかれましては、下記の意見に留意され、本計画の目指すところである、望ましい環境像、「豊かな自然を守り育て、地球環境の保全に貢献するまち。未来を担う子供たちが誇りを持てるまち。」の実現に向けて取り組んでいただきたくことをお願いします。

記

- 1 第 3 章に定める重点項目について、進捗状況等の確認、評価を実施すること。
- 2 平成 33 年度を目途に予定される中間見直しに向けて、国・県の動向を踏まえつつ、市域の環境問題の把握に努めたいえ、十分な審議期間を設けること。
- 3 第 4 章については、十分に啓発を行い、市民・事業者の環境意識の醸成に努めること。

3. 鴨川市環境条例

平成 17 年 2 月 11 日
条例第 122 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）
- 第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策等（第 8 条—第 25 条）
- 第 3 章 生活環境の保全等に関する施策（第 26 条—第 30 条）
- 第 4 章 ばい煙等の排出等の規制
 - 第 1 節 規制基準等（第 31 条—第 35 条）
 - 第 2 節 特定施設及び特定作業の規制（第 36 条—第 45 条）
 - 第 3 節 特定建設作業の規制（第 46 条・第 47 条）
 - 第 4 節 拡声機の使用等の規制（第 48 条—第 52 条）
- 第 5 章 環境審議会（第 53 条・第 54 条）
- 第 6 章 雑則（第 55 条—第 58 条）
- 第 7 章 罰則（第 59 条—第 62 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者等（旅行者その他この市に滞在する者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、環境の保全等に関する施策の基本的事項を定めるとともに、生活環境に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊かで快適な環境 きれいな大気、水その他の多様な自然、歴史的又は文化的遺産に恵まれた香り高い文化及び良好な景観等を有し、かつ、市民が住みやすさ、心の豊かさを感じ取ることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの
- (6) 粉じん物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (7) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- (8) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械若しくは施設であって規則で定めるものをいう。
- (9) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (10) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。
- (11) 規制基準 発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度（地下水位の著しい低下及び地盤の沈下にあつては、これらを発生する方法の許容限度）をいう。

（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる豊かで快適な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、市民、事業者及び滞在者等が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、人と自然とが共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全され、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた潤いと安らぎのある快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進するようにしなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等の推進を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動（この条において以下「物の製造等」という。）を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造等を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

第7条 滞在者等は、その旅行及び滞在に伴う環境への負荷の低減、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鴨川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ鴨川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全等に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制の措置を講ずるものとする。

(1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採掘、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

(3) 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全等に関する協定の締結)

第11条 市長は、環境の保全等に必要があると認めるときは、市と事業者の間に公害の防止の方法、事故時の措置その他の生活環境の保全等に係る事項について協定を締結することができる。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が、自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が、自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、廃棄物等の処理施設、公園及び緑地等の公共的施設の整備その他の環境の保全等に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者及び滞在者等とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全等についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全等についての施策のあり方に

ついて市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する学習の推進)

第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 17 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に資する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 19 条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第 20 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(環境保全の推進体制の整備)

第 22 条 市は、市民及び事業者との協力及び協働により、環境の保全等を推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組みが必要とされる環境の保全等に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力、協働してその推進を図るものとする。

(環境週間)

第 24 条 市は、市民、事業者及び滞在者等の間に広く環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全等に関する活動を行う意識を高めるため、環境週間を設ける。

(施策等の公表)

第 25 条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第 3 章 生活環境の保全等に関する施策

(自動車交通公害防止のための施策)

第 26 条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携して、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を講ずるものとする。

(生活排水対策に係る施策)

第 27 条 市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するものとする。

(地下水汚染防止等のための施策)

第 28 条 市は、地下水及び土壌の汚染の防止並びに地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第 29 条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第 30 条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 ばい煙等の排出等の規制

第 1 節 規制基準等

(規制基準の制定)

第 31 条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、鴨川市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 32 条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙等の測定)

第 33 条 特定施設を措置している者のうち規制で定める者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

(事故時における措置)

第 34 条 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(異常気象等の発生時における措置)

第 35 条 市長は、濃霧の発生、異常渇水の継続等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散さ

せる者に対し、必要な措置をとるべきことを求めなければならない。

第2節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

第36条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の防止又は処理の方法（以下「ばい煙等の防止方法」という。）
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第37条 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の防止方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第38条 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事をしている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際、現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内に、それぞれ第36条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

2 第36条第2項の規定は、前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第2項の規定は、前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。

(構造等の変更等の届出)

第39条 第36条第1項、第37条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第36条第1項第3号から第7号まで又は第37条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、この届出に係る

事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第36条第2項の規定は、前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第37条第2項の規定は、前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更命令等)

第40条 市長は、第36条第1項、第37条第1項又は前条第1項の規定による届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があつた場合において、この届出に係る特定施設又は特定作業（以下「特定施設等」という。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

2 市長は、騒音又は振動に係る第36条第1項、第37条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、この届出に係る特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

3 前2項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第41条 第36条第1項、第37条第1項又は第39条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあつては30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

2 市長は、第36条第1項、第37条第1項又は第39条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第42条 第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第36条第1項第1号若しくは第2号又は第37条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設等を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第36条第2項の規定は、前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第37条第2項の規定は、前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(承継)

第43条 第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による届出をした者の地位を承継し

た者は、その承継があった日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第 44 条 市長は、特定施設等（騒音又は振動に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等が発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等を改善を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、鴨川市環境審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。

4 市長は、第 40 条第 2 項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第 2 項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。

5 第 1 項の規定は、第 34 条第 1 項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期限内については適用しない。

6 第 1 項から第 4 項までの規定は、第 38 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から 1 年間は適用しない。ただし、その者が第 39 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 60 日間（騒音又は振動に係る届出にあっては 30 日間）を経過したときは、この限りでない。

(改善措置の届出)

第 45 条 前条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

第 3 節 特定建設作業の規制

(特定建設作業の実施の届出)

第 46 条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとするものは、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 建設工事に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第 47 条 市長は、前条第 1 項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第 4 節 拡声機の使用等の規制

(拡声機の使用の制限)

第 48 条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用の方法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であって規則で定める区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。

2 前項第 2 号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会活動において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令)

第 49 条 市長は、飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）に係る深夜（午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入に伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音が発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて当該騒音の防止の方法の改善、当該営業時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 第 45 条の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第 50 条 深夜等（午後 8 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。）において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(燃焼行為の禁止)

- 第 51 条 何人も、焼却に伴い、ばい煙、悪臭又はダイオキシン類等を発生させるおそれのあるものを焼却させてはならない。ただし、規則で定める方法により燃焼させるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(警告及び命令)

- 第 52 条 市長は、第 48 条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第 5 章 環境審議会

(設置)

- 第 53 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定により、環境の保全等に関して、基本的事項等を調査審議するため、鴨川市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

- 第 54 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 2 委員は、環境の保全等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(改善等の要請)

- 第 55 条 市長は、この条例に定めのあるもののほか、事業者がばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等を発生し、排出し、飛散させ、他は浸透させていることにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

- 第 56 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の発生及び排出又は飛散の状況、ばい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

- 第 57 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる工場等に立ち入り、帳簿類、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

- 第 58 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 罰則

(罰則)

- 第 59 条 第 40 条第 1 項、第 44 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は第 49 条の規定による命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 第 60 条 第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項若しくは第 46 条第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 47 条第 2 項若しくは第 52 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

- 第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 33 条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (2) 第 34 条第 1 項、第 38 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 41 条第 1 項の規定に違反した者
- (4) 第 56 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第 57 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

- 第 62 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の鴨川市環境基本条例（平成 14 年鴨川市条例第 4 号）、鴨川市公害防止条例（昭和 47 年鴨川市条例第 16 号）又は天津小湊町公害防止条例（昭和 47 年天津小湊町条例第 24 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4. 統計

(1) 位置及び広ぼう

方位	東 経	北 緯	地 点	距 離
極 東	140° 13' 00"	35° 8' 01"	大字内浦地先	26.02km
極 西	139° 55' 49"	35° 7' 50"	大字平塚字細谷地先	
極 南	140° 2' 17"	35° 3' 6"	大字江見外掘字掘原地先	18.00km
極 北	140° 8' 20"	35° 11' 28"	大字四方木字白岩地先	
市 役 所	140° 5' 56"	35° 6' 51"	大字横渚1450番地	12m(海拔)

資料：国土地理院ホームページ「地理に関する情報」・総務課

面積191.14km² 最高地408.2m(愛宕山) 最低地0m(海面)

地質 山地は第三系嶺岡層群、保田層群、安房層群からなり、低地は主に沖積層からなっています。

なお、嶺岡山系を中心に火成岩が、また海岸の二島には変成岩も見られます。

(2) 地目別面積の推移

(各年1月1日現在) 単位：ha

年	総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 21 年	19,130.0	2,346.0	646.0	839.4	6,705.0	1,779.5	222.8	6,591.3
22	19,130.0	2,343.2	644.3	842.2	6,702.9	1,779.5	225.0	6,592.9
23	19,130.0	2,335.5	643.4	845.5	6,703.1	1,780.5	224.5	6,597.5
24	19,130.0	2,332.6	641.9	845.4	6,743.9	1,806.2	227.7	6,532.3
25	19,130.0	2,329.9	642	845.7	6,742.2	1,806.2	228.7	6,535.2
26	19,130.0	2,326.2	640.4	848.8	6,725.3	1,791.9	229.8	6,567.7
27	19,114.0	2,323.6	639.0	850.2	6,609.3	1,792.3	349.1	6,550.5

資料：税務課

(3) 二級河川、準用河川

単位：距離km, 面積km²

河川名	水系	流路延長	流域面積	水源地	流末地
洲 貝 川	洲貝川	3.7	8.5	鴨川市畑	鴨川市江見内遠野(太平洋流出点)
曾 呂 川	曾呂川	5.4	14.2	鴨川市上	鴨川市太海(")
加 茂 川	加茂川	22.3	82.0	鴨川市金束	鴨川市貝渚(")
加茂川支流金山川	"	11.1	14.0	鴨川市打墨	鴨川市太尾(加茂川合流点)
加茂川支流銘川	"	3.1	5.0	鴨川市北小町	鴨川市押切(")
加茂川支流川音川	"	1.8	5.3	鴨川市成川	鴨川市仲(")
待 崎 川	待崎川	2.4	19.4	鴨川市和泉	鴨川市広場(太平洋流出点)
二 夕 間 川	二夕間川	5.7	7.4	鴨川市清澄	鴨川市天津(")
二夕間川支流袋倉川	"	7.2	9.4	鴨川市東町	鴨川市浜荻(二夕間川合流点)
神 明 川	神明川	1.5	3.8	鴨川市天津	鴨川市天津(太平洋流出点)
大 風 沢 川	大風沢川	7.7	11.9	鴨川市内浦	鴨川市内浦(")
開 戸 川	開戸川	1.2	2.3	鴨川市内浦	鴨川市内浦(")
(準) 夜 長 川	夜長川	2.4	2.1	鴨川市西町	鴨川市東町(")
(準) 待崎川支流下沢川	待崎川	2.9	1.7	鴨川市和泉	鴨川市広場(待崎川合流点)
(準) 上 待 崎 川	"	7.0	1.5	鴨川市和泉	鴨川市和泉(")
(準) 岩 井 川	岩井川	0.2	0.4	鴨川市天津	鴨川市天津(太平洋流出点)
(準) 横 手 川	大風沢川	1.1	0.6	鴨川市内浦	鴨川市内浦(大風沢川合流点)

注)(準)は準用河川。

資料：千葉県安房土木事務所・都市建設課

(4) 山岳

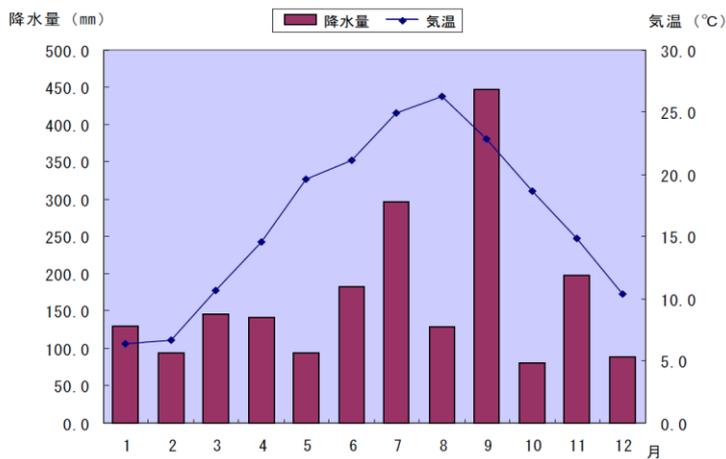
山 岳	標 高	所在地
愛 宕 山	△408.1m	鴨川市、南房総市
清 澄 山（妙見）	・377 m	鴨川市
二 ツ 山	・376 m	鴨川市
元 清 澄 山	△344.3m	鴨川市、君津市
嶺 岡 浅 間	△334.7m	鴨川市
高 鶴 山	・326 m	鴨川市

資料：千葉県総合企画部統計課「千葉県統計年鑑」

注）・は標高点、△は三角点の値である。

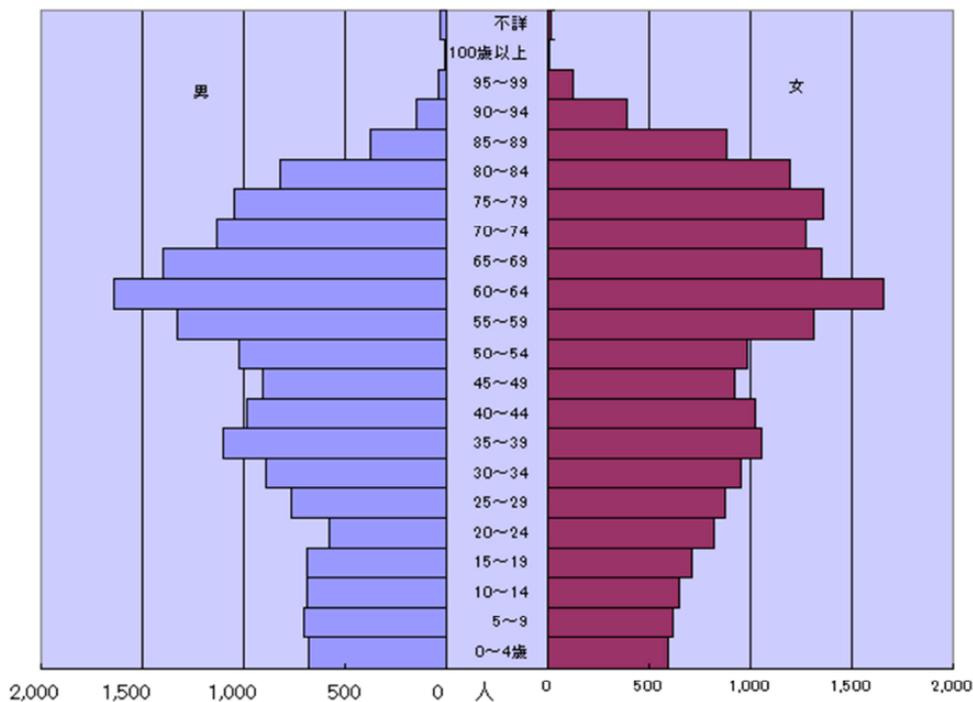
(5) 気象

月別平均気温および総降水量（平成27年）



(6) 国勢調査

年齢階級別・男女別人口（平成22年10月1日現在）



産業(大分類)男女別15歳以上就業者数

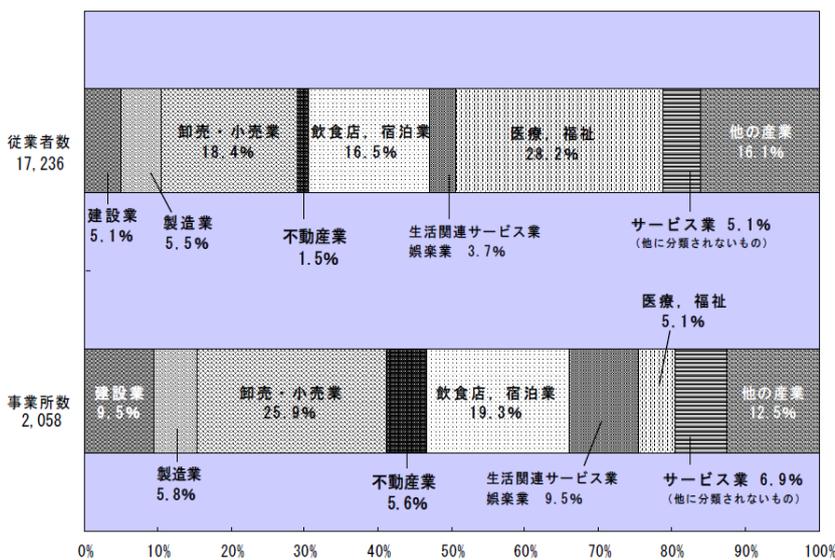
(平成22年10月1日現在)

産業大分類		総数	構成比	男		女	
					構成比		構成比
総 数		17,340	100.0	9,330	100.0	8,010	100.0
第1次	A 農 林 業	1,869	10.8	1,297	13.9	572	7.1
	B 漁 業	570	3.3	497	5.3	73	0.9
		2,428	14.0	1,849	19.8	579	7.2
第2次	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	8	0.0	8	0.1	-	-
	D 建 設 業	1,151	6.6	1,010	10.8	141	1.8
	E 製 造 業	1,269	7.3	831	8.9	438	5.5
		12,824	74.0	6,059	64.9	6,765	84.5
第3次	F 電気・ガス・熱供給・水道業	46	0.3	41	0.4	5	0.1
	G 情 報 通 信 業	67	0.4	51	0.5	16	0.2
	H 運 輸 , 郵 便 業	626	3.6	533	5.7	93	1.2
	I 卸 売 , 小 売 業	2,772	16.0	1,312	14.1	1,460	18.2
	J 金 融 , 保 険 業	213	1.2	87	0.9	126	1.6
	K 不 動 産 , 物 品 賃 貸 業	210	1.2	125	1.3	85	1.1
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	255	1.5	165	1.8	90	1.1
	M 宿 泊 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,155	12.4	879	9.4	1,276	15.9
	N 生活関連サービス, 娯楽業	702	4.0	308	3.3	394	4.9
	O 教 育 , 学 習 支 援 業	838	4.8	386	4.1	452	5.6
	P 医 療 , 福 祉	3,283	18.9	994	10.7	2,289	28.6
	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	221	1.3	146	1.6	75	0.9
	R サービス業(他に分類されないもの)	800	4.6	551	5.9	249	3.1
S 公務(他に分類されるものを除く)	636	3.7	481	5.2	155	1.9	
T 分 類 不 能 の 産 業	219	1.3	125	1.3	94	1.2	

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

(6) 事業所

産業大分類別事業所数および従業者数の構成比



資料：平成26年経済センサス-基礎調査

(7) 公園、児童遊園

(平成27年12月31日現在)

名称	設置場所	設置年月日	面積 (㎡)
大浦児童遊園	鴨川市貝渚2805番地1	昭和37年2月28日	512
岡芝児童遊園	鴨川市横渚812番地	昭和43年4月1日	600
川代児童遊園	鴨川市川代1361番地1	昭和46年4月1日	660
田町児童遊園	鴨川市横渚779番地	昭和46年4月1日	792
二夕間浦児童遊園	鴨川市天津1103番地14外地先	昭和41年7月16日	891
城崎児童遊園	鴨川市天津1961番地	昭和46年4月1日	254
西児童遊園	鴨川市浜荻1145番地4	昭和55年4月1日	237
汐留公園	鴨川市貝渚3270番地1	昭和53年4月4日	3,140
汐入公園	鴨川市広場820番地4地先	昭和55年3月31日	15,232
浦ノ脇公園	鴨川市東町994番地4	昭和59年6月28日	2,868
鴨川潮さい公園	鴨川市前原357番地地先	昭和59年10月5日	13,630
魚見塚一戦場公園	鴨川市貝渚3310番地	昭和61年3月28日	64,192
主基斉田址公園	鴨川市北小町1853番地2	昭和61年3月28日	379
鴨川市30記念公園	鴨川市横渚1430番地1	平成14年3月27日	4,400
天津駅前公園	鴨川市天津987番地7	平成17年2月11日	696
小湊駅前公園	鴨川市内浦343番地7	平成17年2月11日	171
清澄植物公園	鴨川市清澄218番地1	平成17年2月11日	2,150
鴨川市ふれあい記念公園	鴨川市太海1734番地4	平成19年4月1日	85,395
鴨川駅西口公園	鴨川市横渚975番地5	平成19年4月1日	771

資料：都市建設課・子ども支援課

(8) ごみ処理状況

単位：t

年度	ごみ搬入量										直接搬入量
	合計	収集量				種類別					
		合計	直営	委託	許可	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	
平成22年度	16,277	14,798	9,499	670	4,629	13,567	137	2,517	-	56	1,479
23	15,882	14,228	9,252	658	4,318	13,276	114	2,434	-	58	1,654
24	15,617	13,954	8,931	608	4,415	13,143	95	2,326	-	53	1,663
25	15,006	13,260	8,297	590	4,391	13,115	90	1,767	-	34	1,728
26	14,458	12,789	7,828	548	4,413	12,843	93	1,500	-	22	1,669

年度	排出源別ごみ量				集団回収量	処理内訳				
	合計	生活系ごみ	事業系ごみ	資源系ごみ		合計	直接焼却	直接最終処分	焼却以外の中間処理	直接資源化
平成22年度	16,277	10,295	5,982	723	16,277	13,567	137	656	1,917	
23	15,882	10,031	5,851	634	15,882	13,276	114	617	1,875	
24	15,617	9,664	5,953	661	15,617	13,143	95	597	1,782	
25	15,006	9,011	5,995	651	15,006	13,115	90	553	1,248	
26	14,458	8,474	5,984	615	14,458	12,843	93	397	1,125	

資料：環境課

(8) し尿処理状況

単位：汲取量・処理内訳 kl

年度	汲 取			処理内容			
	汲取日数	車両稼働 延台数	運搬回数	汲取量	衛生処理	科学処理	貯留槽
平成 22 年度	243	2,888	8,552	14,651	14,651	-	-
23	245	2,855	7,618	13,268	13,268	-	-
24	245	2,902	7,872	13,670	13,670	-	-
25	245	3,185	8,187	13,958	13,958	-	-
26	243	3,159	8,297	14,220	14,220	-	-

資料：衛生センター

(9) 不法投棄撤去状況

家電リサイクル法に定められる4品目の不法投棄撤去状況

(単位：台)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
エアコン	1	1	0	1	0	2	
テレビ	36	48	18	14	20	19	
冷蔵庫	2	7	5	10	17	6	
洗濯機	2	4	3	2	2	6	
計	41	60	26	27	39	33	
概算量(kg)	1,025	1,500	650	675	975	825	0 ^①

※ 1台あたり25kgで算出

上記以外の撤去量(環境課より清掃センターへの一般廃棄物搬入量)

(単位：kg)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
4月	1,000	1,455	1,265	1,518	1,133	2,272	0
5月	1,610	2,105	1,790	1,245	2,431	1,117	0
6月	2,040	2,417	1,185	1,204	1,854	2,200	0
7月	2,340	1,775	1,060	1,530	1,744	743	0
8月	2,820	1,380	1,490	1,555	864	2,008	0
9月	2,090	1,705	2,000	880	2,107	1,661	0
10月	1,730	1,640	1,785	2,685	1,804	1,738	0
11月	1,500	1,970	1,845	1,807	2,052	1,161	0
12月	1,310	1,330	1,495	2,520	2,118	2,695	0
1月	1,750	1,230	1,480	1,392	429	1,150	0
2月	1,770	1,930	1,100	1,024	605	1,568	0
3月	1,200	1,390	2,060	840	1,397	1,084	0
計	21,160	20,327	18,555	18,200	18,538	19,397	0 ^②

撤去量総計	22,185	21,827	19,205	18,875	19,513	20,222	0 ^{①+②}
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------------------

5. 地球温暖化

(1) 地球温暖化の現状

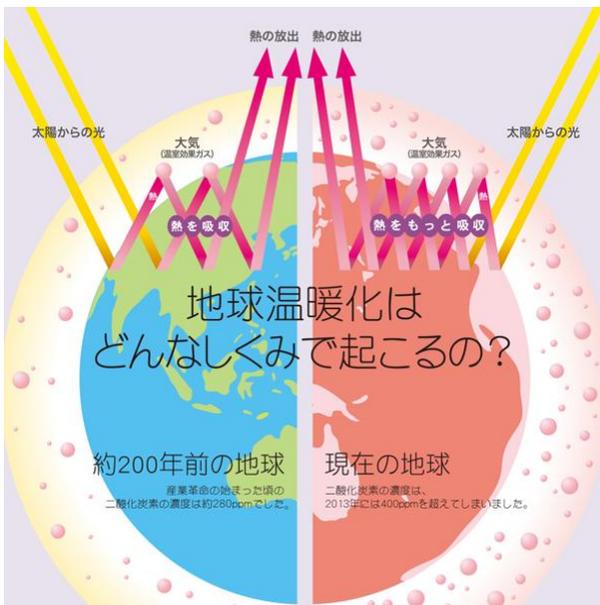
①地球温暖化とは

地球温暖化とは、大気の温室効果が強まることで地球の平均気温が上昇する現象です。地球の気候システムを変え、自然環境全体に様々な影響を及ぼすため、深刻な問題と捉えられています。

温室効果ガスの中では二酸化炭素（CO₂）が主な要因であり、人類が化石燃料（石炭、石油、天然ガス等）を使い始めてから、この二酸化炭素（CO₂）の大気中への排出が急速に増えたことにより、温室効果が強まっています。

二酸化炭素の大気中濃度は、現在、産業革命初期（1750年）に比べて約40%も増加しました。

二酸化炭素（CO₂）の国別排出量（2013年）をみると、中国が全世界（329億トン）の4分の1以上を占めて1位となっています。次いでアメリカが2位、日本は5位です。

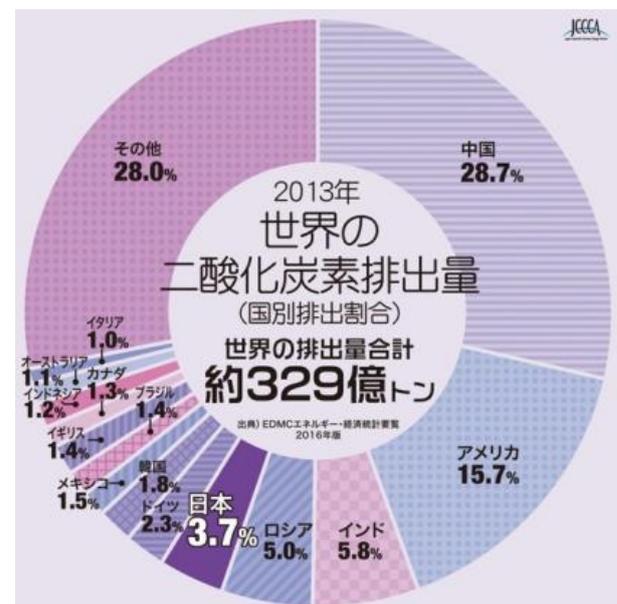
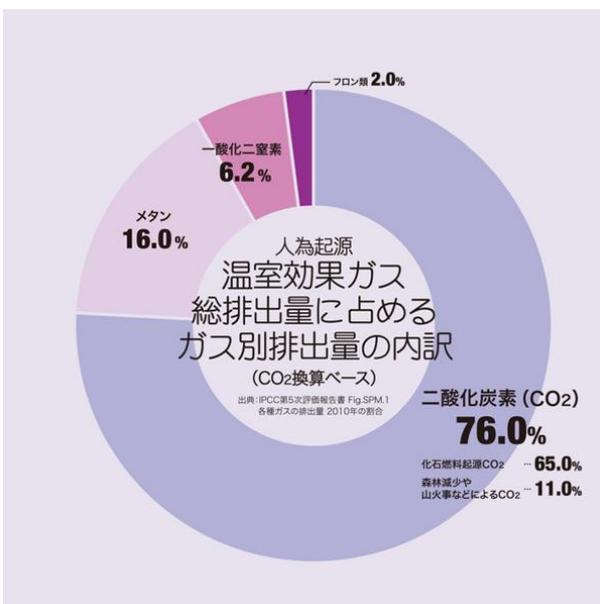


温室効果ガスの特徴

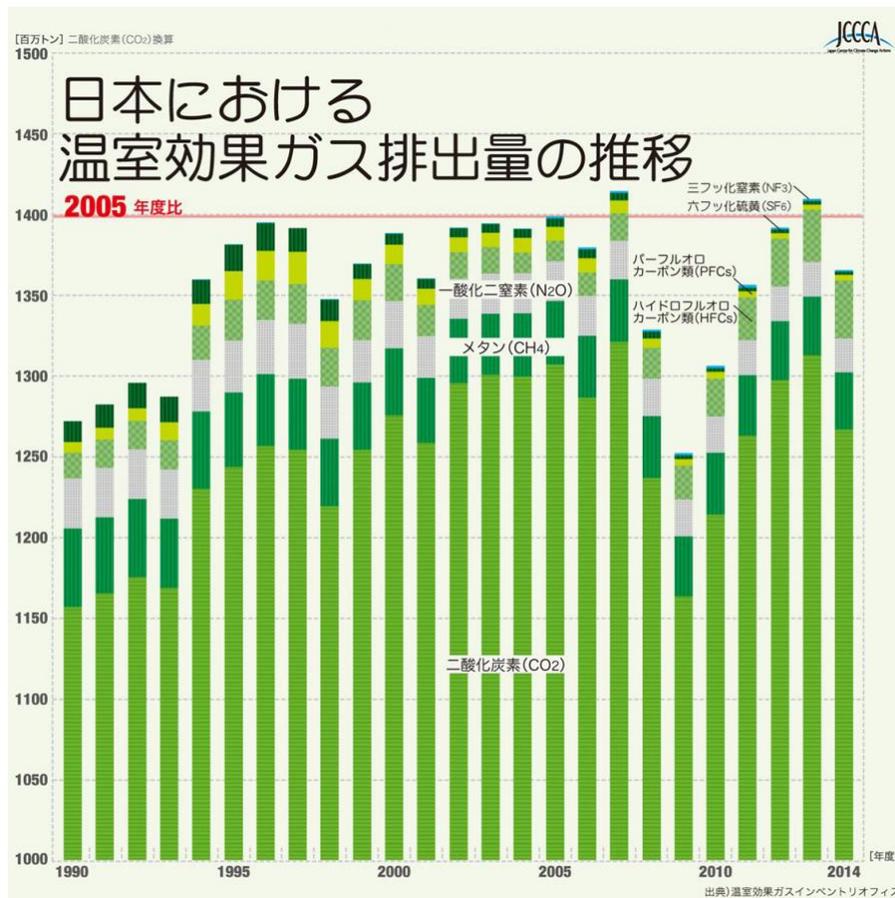
国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数*	性質	用途・排出源
CO ₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH ₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体、よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N ₂ O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF ₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF ₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

*京都議定書第2約束期間における値 参考文献: 3R-低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) から転載



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) から転載

②世界の平均気温の上昇

温室効果の影響により世界の平均気温も上昇しています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇すると予測しています。

(2) 将来の世界への影響

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書では、気候の変化がもたらす将来のリスク(危険の可能性)を「主要な8つのリスク」として挙げています。

- ①海面上昇、沿岸での高潮
- ②大都市部への洪水
- ③極端な気象現象によるインフラ機能停止
- ④熱波による死亡や疾病
- ⑤気温上昇や干ばつによる食料安全保障
- ⑥水資源不足と農業生産減少
- ⑦海洋生態系の損失
- ⑧陸域と内水の生態系がもたらすサービスの損失

環境省「STOP THE 温暖化 2015」による



環境省「地球温暖化パネル」から転載

(3) 日本への影響

日本に関する温暖化の影響評価によれば、現在（1984～2004年）と比べ、将来（2080～2100年）の年平均気温（全国平均）は、最も温暖化を抑えた場合で0.5～1.7℃、最も温暖化が進んだ場合で3.4～5.4℃、それぞれ上昇すると予測されています。全国的に気温は上昇し、特に北日本での温度上昇幅が大きくなるとみられています。また多くの場合、大雨による降水量は増加傾向、年降雪量は減少傾向と予測されています。

気候変動予測を基に様々な分野における影響評価が行われ、例えばウンシュウミカンの栽培適地の北上等が予測されています。

環境省「STOP THE 温暖化 2015」による

(4) 地球温暖化防止に向けた世界や日本の取組

国際社会では、1992年開催の国連環境開発会議（地球サミット）で気候変動枠組条約が採択され、地球温暖化防止にむけた国際的な枠組が定まりました。これを達成するために1997年に採択されたCOP3（国連気候変動枠組条約第3回締約国会議）での京都議定書の取組では、第一約束期間（2008～2012年）において、日本を含む全締約国が温室効果ガス排出削減目標を達成しましたが、排出権取引への依存が大きいことや、排出量が最も多い中国とアメリカの不参加等、多くの課題も残りました。

2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、温室効果ガス削減の「パリ協定」が採択され、各国が削減目標の約束草案を提出しました。この協定は、気候変動枠組条約締約国の全てが参加し、平成32（2020）年以降の気候変動対策を方向づけるもので、平成28（2016）年11月4日に発効しました。

日本国内においては、こういった世界の情勢を受け、「地球温暖化対策推進法」の制定を始めとした様々な取組を推進してきています。世界の今後を方向づけたパリ協定と関連しては、地球温暖化対策計画を2016年5月に策定し、国全体の温室効果ガス排出削減目標を「平成42（2030）年までに平成25（2013）年比で26%削減する（電力源の構成の影響を含む）（5年ごとに検証、更新を予定）」「長期的には平成62（2050）年度までに80%削減する」としました（下右図参照）。

国名	削減目標	削減目標
 中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 60-65% 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005年比
 EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
 インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 33-35% 削減	2005年比
 日本	2030年までに 26% 削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比
 ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
 アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

	2030年度CO ₂ 排出量の目安 (単位:百万t-CO ₂)	2013年度比 約 25% 削減	2013年度CO ₂ 排出量 (単位:百万t-CO ₂)
エネルギー起源CO ₂	927		1,235
産業部門	401	約 7% 削減	429
業務その他部門	168	約 40% 削減	279
家庭部門	122	約 40% 削減	201
運輸部門	163	約 28% 削減	225
エネルギー転換部門	73	約 28% 削減	101

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) から転載

今後の温室効果ガス排出削減では、エネルギー供給の形やエネルギー利用に関わる技術が要点となるため、今後のエネルギー政策や技術動向に注目し、地方自治体レベルでも国や県の動きに合わせたエネルギー対策を行っていく必要があります。

一方で、気候変動が進みつつあることから、気候変動の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整する適応策がより強く求められるようになっていきます。適応策の策定と実施においては、気候変動の影響が地域によって様々であるため、地方自治体の役割が重要となります。

(5) 2つの温暖化対策（緩和策と適応策）

温暖化対策には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」の2つがあります。「緩和策」は温室効果ガス排出を抑制して温暖化を食い止める対策で、最優先で取り組む必要があります。そして、「適応策」は、地球温暖化による気候の変動と影響に備える対策です。防災や品種改良等により、社会の仕組みや生活を適応させ、悪影響を減らします。

■ 適応策の例

高潮や洪水への適応策	堤防や防潮堤の整備、避難施設の整備、雨水貯留施設や遊水地の整備、避難訓練の実施、ハザードマップの整備 等
農業分野での適応策	品種改良、農期の変更、栽培作物の変更 等
水不足への適応策	節水、再生水の利用、海水の淡水化 等
健康面への適応策	デング熱等感染症への対応（感染経路の特定、蚊の駆除、ワクチンの開発等）、熱中症の対策（予防情報の提供、エアコンの適切な使用等） 等



環境省「STOP THE 温暖化 2015」から転載

6. 用語解説

あ行

安全が確保される社会

人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保される社会。

磯根

沿岸の、海底が岩礁で海藻の繁茂した海域のこと。この磯に根付いて生活するアワビやサザエ、イセエビなどの海産物を磯根資源という。

一般廃棄物（ごみ）

廃棄物処理法（1970年）の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

温室効果

太陽光で暖まった地表面からは、熱が放射される。その熱が大気を素通りすることなく大気を温める働きを、温室になぞらえて温室効果という。温室効果により、一定の気温が維持されている。

温室効果ガス（GHG: Greenhouse Gas）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線を一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。気温を保持し、地球の生物が生存するために不可欠なものであるが、温暖化の要因ともなっている。現在の気温保持への寄与率は、水蒸気が約6割、二酸化炭素が約4割、その他のガスが約1割である。温暖化対策として国内での削減対象物質は、二酸化炭素（CO₂）を主として、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O・亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類である。

か行

活断層

地表に近い所（深さ約20kmまで）で過去およそ200万年の間に繰り返し地震を起こし、将来も地震を起こす可能性のある断層（地層のずれ）。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法（1983年）の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえば合併浄化槽を意味するようになっていく。

環境基本法

それまでの公害対策基本法、自然環境保全法では、対応に限界があるとの認識から、世界経済の一体化・ボーダレス化が進む時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

京都議定書

平成9年（1997年）に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択され、平成17年（2005年）に発効した。2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、2008～2012年の間に温室効果ガスを1990年比で6%削減することが求められた。排出枠（カーボンクレジット、炭素クレジット）を取引する仕組み（京都メカニズム）が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっ

ている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が出来るだけ少ないものを優先的に購入すること。グリーン購入法では、国等の公的機関が率先してグリーン購入を行うことなどを定めている。

公害

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考えもある。近年では、広い視野で環境問題に取り組むことが重要という認識から、より広い概念として環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するもの。

国連環境開発会議（地球サミット）

平成4年（1992年）にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。また、別途協議が続けられていた「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」への署名が開始された。

国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって昭和63年（1988年）に設立され、数年おきに発行される評価報告書（Assessment Report）は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。平成25（2013）年から平成26（2014）年にかけて第5次報告書が公表された。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）

気候変動の問題に対する国際的な枠組みを定めた国際条約。平成4年（1992年）にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開かれた環境と開発に関する国際連合会議（UNCED、地球サミット）で採択され、平成6年（1994年）に発効した。ここにおける最高の意思決定機関が気候変動枠組条約締約国会議（COP: Conference of the Parties）である。

さ 行

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガス、原子力等の有限と考えられる枯渇性エネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーをいう。太陽エネルギー、風水力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、雪氷熱、潮波力等を利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電等のリサイクルエネルギーがある。国の普及策（固定価格買取制度）が推進されている。

里山、里海

人と自然とのかかわりによって育まれた、生物多様性に富む豊かな自然環境をさす概念。もともとは、里は農林業を営む集落、里山は里の近くで薪炭（燃料）や落ち葉（堆肥）などの採集の場として利用されてきた農用林のことを指す。里山は落葉広葉樹やマツなどの二次林（雑木林）であるが、スギ、ヒノキなどの植林とともにある場合も多い。近年の生態学的な観点からは、集落、田畑、草地、二次林までを一体的な環境として、里地や里山とよぶ。里地・里山では、小さく様々な環境が混在する多様性と、人為の影響を受けた生態系の発達があり、人と自然との共生の象徴的な姿とされている。この考え方にならい、干潟や藻場、汽水をはじめとした、生物の多様性と生産性に富んだ海辺の自然環境と、それを利用してきた漁業集落の環境を一体的に捉えて、里海とよんでいる。

自然共生社会

自然の保護又は整備を通じて社会経済活動と自然環境を調和させることを自然共生といい、それが実現する社会を自然共生社会という。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。

首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）

関東地方一都六県をぐるりと一周する長距離自然歩道。総延長は 1,665 km で、東京都八王子梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、筑波山、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結ぶ。美しい自然を楽しむばかりでなく田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる道。

循環型社会

循環とは、資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環を意味し、循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、廃棄物等のうち有効活用できるものの循環的な利用、廃棄物等の適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

生活環境保全林

市街地などの周辺にあって、国土保全や水資源保全など保安林の機能を更に高めるため、整備などを行う森林。

生活雑排水

日常生活に伴う排水のうち、し尿を除き、台所や風呂場などから排出されるものをいう。

生態系

自然界のあるまとまった地域に生活する生物群集とそれらの生活を構成する環境を一体としてみたもの。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。ある地域にどれくらいの種類の生物又は生物を構成する系が存在しているかを指す「種の多様性」及び「生態系の多様性」と、「遺伝子の多様性」がある。

ゼロエミッション

ある産業で排出される廃棄物を、別の産業の原料として使い、地球全体として、廃棄物をゼロにしようというもの。

た 行

地球温暖化

人間の活動に伴い排出される温室効果ガスにより、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能確保のために平成 12 年度から導入された制度。

低炭素社会

現状の産業構造やライフスタイルを変えることで、地球温暖化の原因とされる CO₂ の排出量を低減した社会のこと。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、日本の在来生物の生態系や、人の生命・身体、農林水産業関連に被害を及ぼすおそれのあるとして環境省が指定している生物のこと。特定外来生物は、輸入、販売、飼育、栽培、運搬等が禁止されている。

は 行

パリ協定

地球温暖化・気候変動に関する国際的な枠組みで、京都議定書以来 18 年ぶりとなり、初めて気候変動枠組条約の全加盟国（196）が参加している。パリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、平成 27（2015）年 12 月 12 日に採択された。世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及している。全ての国が、①削減目標を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出する、②自国の取組状況を定期的に報告しレビューを受ける、③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う。

保安林

水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成するため森林法（1951 年）に基づいて指定された森林。

や 行

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的として指定される。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める。

アルファベット

3R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝廃棄物の発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

LED（Light Emitting Diode、発行ダイオード）

電気を流すと発光する半導体の一種で、長寿命、低消費電力等の特徴から、省エネ性が高い次世代の照明として普及しつつある。



第2次鴨川市環境基本計画

(平成29年度～38年度)

平成29年3月発行

発行：鴨川市 環境課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450

電話番号：04-7092-1111（代）

E-mail kankyo@city.kamogawa.lg.jp